## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 2019年9月19日

【計算期間】 第23特定期間

(自 2018年12月21日 至 2019年6月20日)

【ファンド名】 パインブリッジ新成長国ダブルプラス

<毎月分配タイプ>

【発行者名】 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白勢 菊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル

【事務連絡者氏名】 小林 徹也

【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ

【電話番号】 03 (5208) 5947

【縦覧に供する場所】 該当なし

#### 第一部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として新成長国の国債等および新成長国の株式への投資を通じて、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		株式
単位型投信	国内	債 券
	海外	不動産投信
追 加 型 投 信	内外	その他資産(
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性())	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ( )
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 (株式、債券)))	<b>年12回</b> <b>(毎月)</b> 日々 その他 ( )	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 ( 中東 )	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( )   資産配分固定型   資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### 商品分類・属性区分の定義

- ・追加型投信・・・一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産と ともに運用されるファンド
- ・海外・・・目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産 を源泉とする旨の記載があるもの

- ・資産複合・・・目論見書または信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする 旨の記載があるもの
- ・その他資産(投資信託証券(資産複合 資産配分固定型(株式、債券)))・・・目論見書または信託 約款において、投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式および債券を主要投資対象とし、組 入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・年12回(毎月)・・・目論見書または信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ・エマージング・・・目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域 (新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・ファミリーファンド・・・目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファン ズのみに投資されるものを除く。)を投資対象として投資するもの
- ・為替ヘッジなし・・・目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるも のまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp)をご参照ください。

#### ファンドの特色

1.「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」(以下、総称して「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、今後の経済発展が見込める新成長国の債券と株式に投資を行います。

当ファンドにおいて新成長国とは、経済発展段階にあり、また今後さらに経済成長が見込めるとパインブリッジ・インベストメンツが判断した国(先進国を除く)および地域を指します。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

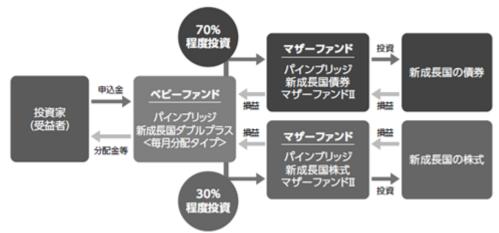
<ファミリーファンド方式とは>

受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う、複数のファンドを合同運用する仕組みをいいます。

マザーファンドは、他のベビーファンドが共有する可能性があります。

「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」に70%程度、「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」に30%程度投資することを基本資産配分とします。

基本資産配分は、世界経済の発展等により、将来的に見直しを行うことがあります。



2.「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」は、新成長国が発行した現地通貨建ての国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債(クレジット・リンク・ノート)を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を図りつつ相対的に高水準のインカム収入の獲得を目指します。

<クレジット・リンク・ノート(CLN)とは>

投資の主対象である企業または債券の信用リスクを、別の債券の信用に結びつけたものです。当 ファンドの投資対象であるCLNは、原則として、CLNの発行体である金融機関が現地通貨建ての新成

長国債等を購入し、そこから得られる収益をCLNを通じて還元する仕組みです。CLNに投資することにより、ファンドが直接投資できない国や投資が困難な国への投資が可能となるとともに、現地通 貨建ての新成長国債等に投資するのと同様の投資効果が期待できます。

ポートフォリオの構築にあたっては、当該発行国の財務力、経済成長率などのファンダメンタルズ要因と、個別銘柄の直接利回り、最終利回り、バリュエーション、流動性、発行条件などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定して投資します。また、投資対象となる新成長国の分散を図り、カントリーリスクをコントロ・ルします。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド (PineBridge Investments Europe Limited) に外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

3.「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」は、今後の経済成長が期待できる新成長国の企業が発行した株式に分散投資し、魅力的なキャピタル収入の獲得を目指します。

株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって 長期的な成長が期待できる銘柄に分散投資します。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー (PineBridge Investments LLC) に外貨建て資産の運用の指図に関する権限を委託します。

- 4. 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5.毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。なお、将来の分配金が保証されているものではなく、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

●収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



●収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合 前期決算日から基準価額が下落した場合 10,550円 10.500円 10.500円 100円 \*50円 10.450円 10,400円 \*500円 \*500円 (3+4)(3+4)\*450円 100円 (3)+(4)\*80円 10,300円 \*420円 (3+4)前期決管日 前期決質日 当期決管日 当期決管日 当期決管日 当期決管日 分配前 分配後 分配前 分配後 \*分配対象額 \*50円を取削し \*分配対象額 \*80円を取削し \*分配対象額 \*分配対象額

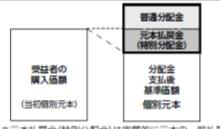
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

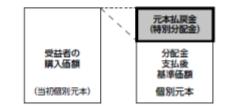
●受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

## 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻し とみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、 元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金 :個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金) の額だけ減少します。

#### 信託金限度額

1兆円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

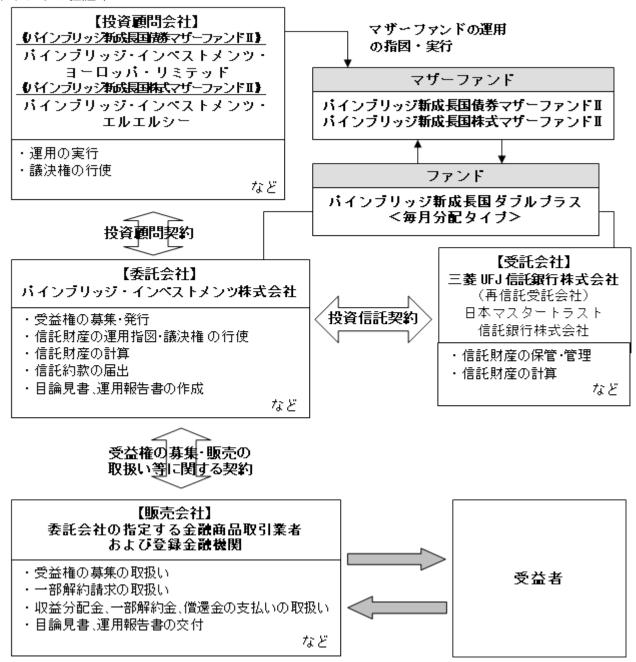
#### (2)【ファンドの沿革】

2007年12月20日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月 1日 ファンドの名称変更(「AIG新成長国ダブルプラス < 毎月分配タイプ > 」から「パインブリッジ新成長国ダブルプラス < 毎月分配タイプ > 」に変更。)

#### (3)【ファンドの仕組み】

#### ファンドの仕組み



投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託 財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方 法等の取り決め等が定められています。

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、 販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定 されています。

投資顧問契約とは、委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締 結する契約で、信託財産の運用委託権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報 酬等が定められています。

#### 委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つグローバルな資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- ・資本金の額 1,000,000,000円(2019年7月末日現在)
- ・会社の沿革

1986年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。

1987年 1月 エイアイジー投資顧問株式会社に商号変更。

1997年 2月 エイミック投信投資顧問株式会社に商号変更。

2001年 7月 エイアイジー投信投資顧問株式会社に商号変更。

2002年 4月 株式会社千代田投資顧問と合併。

2007年 4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。

2008年 4月 AIGインベストメンツ株式会社に商号変更。

2008年 5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク (AIG日本証券会社) との事業 統合。

2009年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に商号変更。

・大株主の状況(2019年7月末日現在)

株主名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investments Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	42,000株	100%

・当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワ - クを活用し、資産の運用管理に専念しております。

#### 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

基本方針

マザーファンドを通じて、主として新成長国の国債等および新成長国の株式へ投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- 1.「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」に70%程度、「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」に30%程度投資することを基本資産配分とします。基本資産配分は、世界経済の発展等により、将来的に見直しを行うことがあります。
- 2.「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」は、新成長国が発行した現地通貨建ての国債、 あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債(クレジット・リンク・ノート)を主要 投資対象とし、安定的な収益の確保を図りつつ相対的に高水準のインカム収入の獲得を目指します。
- 3.「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド」は、今後の経済成長が期待できる新成長国の企業が発行した株式に分散投資し、魅力的なキャピタル収入の獲得を目指します。
- 4. 実質組入れの外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5. 資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

#### (2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款 第22条に定めるものに限ります。)
  - 八.約束手形(イ.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)

- 二. 金銭債権(イ.ハ.に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新 株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券 に限ります。)
- 19. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前記20.の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1.の証券または証書、12.ならびに16.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに16.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

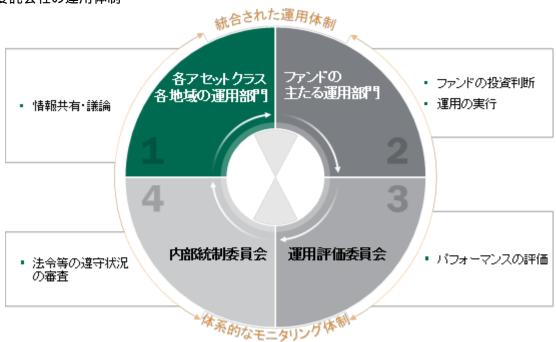
- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

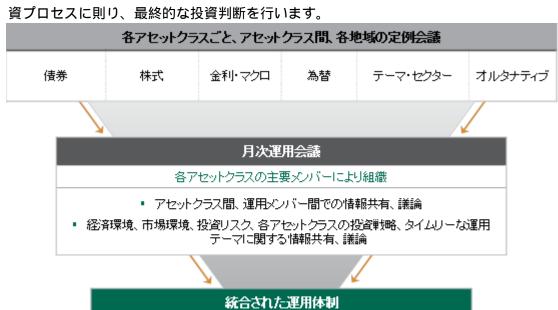
## (3)【運用体制】

委託会社の運用体制



#### 1.投資判断

運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。これらの情報・議論に基づき、運用部門(10名)の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。



各運用チーム内および各地域、各アセットクラス間での意見・情報を 踏まえ、各戦略の運用担当者が具体的な投資判断を行う

#### 2.パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部(11名)において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部(4名)において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。
- 3.ファンドの関係法人に対する管理体制
  - ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。
  - ・ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約 定の確認を行うとともに、法務コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要 に応じて改善を求めます。
- 4. 当ファンドの運用担当者に係る事項
  - ・パインブリッジ新成長国債券マザーファンド

パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド エマージング国債運用チーム

運用担当者:3名、平均運用経験年数:21年

・パインブリッジ新成長国株式マザーファンド

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー エマージング株式運用チーム

運用担当者:2名、平均運用経験年数:17年

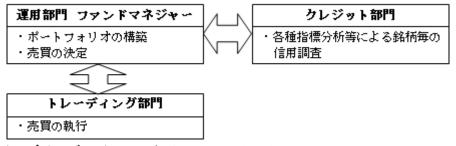
当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は2019年7月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

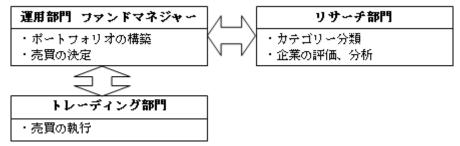
#### 投資顧問会社の運用体制

当ファンドが投資する各マザーファンドの外貨建て資産の運用に関する権限の委託先である、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドおよびパインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーにおける運用体制は次の通りです。

・パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド



・パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー



前記運用体制等は、今後変更することがあります。

#### (4)【分配方針】

原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

1.分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいま

- す。)を含みます。以下同じ。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た 額をいいます。以下同じ。)の全額とします。
- 2.分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が 決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合等、分配を行わないこともあります。
- 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行 います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.信託財産に属する利子・配当等収益(配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除 した額をいいます。以下同じ。)とみなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬および当該 信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができ ます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることがで
- 2.売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買 益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を 控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配するこ とができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができ ます。
- 3.毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 収益分配金の支払い

- 1.収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営 業日まで)から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当 該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。 また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会 社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払 います。
- 2.前記1.の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対し て、原則として、毎決算日の翌営業日に、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益 権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されま
- 3.前記1.に規定する収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。
- 4.受託会社は、収益分配金については原則として毎決算日の翌営業日までに、その全額を委託会社の 指定する預金口座等に払い込みます。なお、受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分 配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (5)【投資制限】

< 信託約款に定める投資制限 >

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下と します。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10% 以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予 約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを あらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の

定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への実質投資割合には、制限を設けません。

#### 投資する株式等の範囲

- 1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2)前記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資 することを指図することができるものとします。

#### 信用取引の指図範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2)前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2.株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4.売り出しにより取得する株券
  - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記5.に定めるものを 除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図

- 1)委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 に掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2)委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建て資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前記(2)投資対象 に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本項 で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### 特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2)前記1)の予約取引の指図は、委託会社は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3)前記2)においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の 純資産総額にかかる為替の買予約の総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンド の信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマ

ザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額にかかる為替の売予約 の総額の割合を乗じて得た額をいいます。

4)前記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相 当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解 約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みま す。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借 入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金を もって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産 で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間 とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。 ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととし ます。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクス ポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と してそれぞれ10%以内、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、 委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うことと

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出 した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### <法令等による投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につ き、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分 の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを 受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限 (金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変 動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に より算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株 予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含み ます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## (ご参考)マザーファンドの概要

## 1.パインブリッジ新成長国債券マザーファンド の概要

#### 1.基本方針

この投資信託は、主として新成長国が発行した現地通貨建て国債等に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

#### 2. 運用方法

#### (1)投資対象

新成長国が発行した現地通貨建ての国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債券(クレジット・リンク・ノート)を主要投資対象とします。

#### (2)投資態度

主に新成長国が発行した国債等に投資し高水準の利子収入(インカム・ゲイン)の確保を目指して運用します。

組入対象とする新成長国債等は、主として現地通貨建てで発行されている国債、あるいはそれと同等 の価値を有する現地通貨建て国債連動債券 (クレジット・リンク・ノート)とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、当該発行国の財務力、経済成長率などのファンダメンタルズ要因と、個別銘柄の直接利回り、最終利回り、バリュエーション、流動性、発行条件などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定して投資します。

投資対象となる新成長国の分散を図り、カントリーリスクをコントロ・ルします。

組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに外貨建て資産の 運用に関する権限を委託します。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が行えない場合があります

#### (3)投資制限

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

#### 2.パインブリッジ新成長国株式マザーファンド の概要

#### 1. 基本方針

この投資信託は、主として世界の新成長国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

#### 2. 運用方法

#### (1)投資対象

世界の新成長国の株式を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

主として世界の新成長国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析およびバリュエーション分析等によって 長期的な成長が期待できる銘柄に分散投資します。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに外貨建て資産の運用の指図 に関する権限を委託します。

#### (3)投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建て資産への投資には制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

#### 3【投資リスク】

#### (1)ファンドのリスク

当ファンドは、主としてマザーファンドを通じて、実質的に新成長国の国債等および新成長国の株式など値動きのある有価証券等(外貨建て資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましてはファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

#### 価格変動リスク

当ファンドの投資する公社債および株式は、一般に、経済・社会情勢、発行企業の信用状況、経営・財務状況ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

新成長国のリスク(カントリーリスク)

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。また、新成長国への投資には、先進国と比較して政治・経済および社会情勢の変化が有価証券の価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。発行国における経済危機、政治不安、債務不履行(デフォルト)、重大な政策変更や資産凍結等の規制の導入、自然災害、戦争などの際には、通常の運用を行えない場合があり、これらの事象により基準価額に大きな影響を与える可能性があります。さらに、新成長国の現地通貨建て資産は通貨交換が行えないリスクや流動性リスクを有します。したがって、当ファンドが投資対象とする新成長国の市場は、市場環境や社会情勢の著しい悪化を受けた場合には、投資資金を日本円に戻すのに日数がかかる場合があり、換金代金の支払日が遅延する可能性があります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての公社債および株式を実質的な主要投資対象とし、原則として為替へッジを行わないため為替変動リスクを伴います。外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他の様々な要因により変動します。この影響を受けて外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。また、当ファンドは新成長国の現地通貨建ての有価証券に投資することから、相対的に高い為替変動リスクを有します。一般に、円安は基準価額の上昇要因に、円高は基準価額の下落要因となります。

#### 信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行等の影響を受け基準価額が下落することがあります。 当ファンドの主要組入対象となる新成長国の国債等は、先進国などの格付けが上位の国と比較して高い利回りを提供する一方、債券価格の変動がより大きく、支払遅延または債務不履行するリスクが相対的に高いと考えられます。国債の発行国の信用力は一般的に格付会社により評価されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行国の財務状況の悪化、社会情勢の変化等により格付けが低下することにより、債券価格が大きく下落することがあります。

#### 金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

#### 流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および 価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがありま す。

#### その他のリスク

1.カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

2.有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3. 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

4.解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却(先物取引については反対売 買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって 基準価額が大きく下落することがあります。

5. 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

6.繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、残存口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7.取得申込、解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の場合には、取得申込および解約請求の受付は行いません。また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場封鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、委託会社の判断で取得申込および解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた取得申込および解約請求を取消すことがあります。

8.ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

9. クレジット・リンク・ノートに関する留意点

クレジット・リンク・ノートは、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券です。当ファンドが投資対象とするクレジット・リンク・ノートは、現地通貨建て国債に投資するのと同様の投資効果がありますが、同様のリスクも負うことになります。

10. 収益分配金に関する留意点

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

11. その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

#### 1. 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2. 法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとと もに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3.内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4. 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

投資顧問会社におけるリスク管理体制

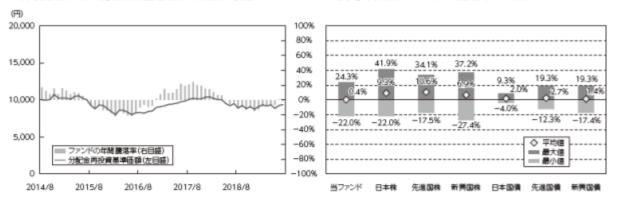
当ファンドが投資する各マザーファンドの外貨建て資産の運用に関する権限の委託先である、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドおよびパインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーにおけるリスク管理体制は、次の通りです。

- 1)リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。
- 2)売買監視委員会は、四半期ごとにチェック状況等につき審議します。
- 3)パフォーマンス評価部門において、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。 前記のリスク管理体制等は、今後変更することがあります。

#### <参考情報>

#### <年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>

#### <代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



※代表的な資産クラスとの騰落率の比較は、2014年8月~2019年7月の5年間の各月末における1年騰落率の平均・最大・最小 を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したもので、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較でき るように作成しています。なお、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※騰落率は祝引前の収益分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる 場合があります。

#### ●各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)配当込み

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

東証株価指数(TOPIX)配当込みは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に 関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)は、 MSCI Inc.が開発した指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が作成している指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は、野村證券 株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、 ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている 債券指数であり、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する 指数で、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.78%(税抜3.5%)<sup>\*</sup>の率を乗じて得た額を上 限として、販売会社が独自に定めるものとします。(申込手数料は、当該手数料にかかる消費税および 地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する額を含みます。以下同じ。)

なお、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。詳しくは、販売会社または委託会 社の照会先までお問い合わせください。

\*消費税率が10%になった場合は、3.85%(税抜3.5%)となります。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

申込手数料は、商品説明、募集・販売の取扱事務等の対価です。

### (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.7928%(税抜年1.66%)^の 率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りで す。(信託報酬は、当該報酬にかかる消費税等に相当する額を含みます。以下同じ。)

\*消費税率が10%になった場合は、年1.826%(税抜年1.66%)となります。なお、以下の内訳について も相応分上がります。

	各販売会社の純資産残高			
	50億円未満 の部分	50億円以上 200億円未満の部分	200億円以上 の部分	
信託報酬	1.7928%(税抜1.66%)			
委託会社	0.8748% (税抜0.81%)	0.8208% (税抜0.76%)	0.7668% (税抜0.71%)	
販売会社	0.8424% (税抜0.78%)	0.8964% (税抜0.83%)	0.9504% (税抜0.88%)	
受託会社	0.0756% (税抜0.07%)	0.0756% (税抜0.07%)	0.0756% (税抜0.07%)	

各販売会社の純資産残高は、当ファンドの純資産残高と、当ファンドと運用にかかる基本方針・主要 投資対象・投資態度等を等しくし、分配方針を異にする「パインブリッジ新成長国ダブルプラス<1 年決算タイプ > 」の純資産残高との合計額とします。

委託会社の受取る信託報酬には、ファンドの投資対象とするマザーファンドの運用の権限を委託する投 資顧問会社への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信 託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費 用が含まれます。信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。

マザーファンドの運用の権限の委託先への報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下 記の率を乗じて得た額とし、当該マザーファンドの毎計算期末または信託終了のとき、委託会社が受取 る報酬の中から支払います。

パインブリッジ新成長国債券マザーファンド	年0.40%以内の率
パインブリッジ新成長国株式マザーファンド	年0.45%以内の率

信託報酬は、運用期間中の基準価額に信託報酬率を乗じたものです。委託会社の受取り分は、委託し た資金の運用、交付運用報告書等の作成、ファンドの監査等の対価です。販売会社取り分は、交付運 用報告書等各種資料の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。受託会社 取り分は、運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価です。

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産 から支払われます。

証券取引に伴う手数料等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産 から支払われます。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取 引等に要する費用についても信託財産から支払われます。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産か ら支払われます。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指 図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

売買委託手数料は、有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料です。

保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転に要す る費用です。

前記(1)から(4)の手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できない ものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

#### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%の所得税が源泉 徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

原則として、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2020年1月1日以降の分配時において、外貨建て資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### \* 1 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加 信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

〈毎月分配タイプ〉と〈1年決算タイプ〉の両方を取得する場合はファンド毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### \*2 元本払戻金(特別分配金)について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本 払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を 控除した額が普通分配金となります。

前記は2019年7月末日現在のものですので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

EDINET提出書類 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437) 有価証券報告書 ( 内国投資信託受益証券 )

#### 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2019年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	351,039,466	100.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		393,608	0.11
合計(純資産総額)		350,645,858	100.00

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

#### (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

1.組入上位銘柄(2019年7月31日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	パインブリッジ 新成長国債券 マザーファンド	150,281,749	1.6427	246,867,830	1.6362	245,890,997	70.13
日本	親投資信託受益証券	パインブリッジ 新成長国株式 マザーファンド	115,789,527	0.9139	105,820,049	0.9081	105,148,469	29.99

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### 2.種類別及び業種別投資比率(2019年7月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.11

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

	純資産	[総額(円)	基準価額	(円)
第4特定期間末	(分配付)	2,929,967,298	(分配付)	7,253
(2009年12月21日)	(分配落)	2,892,557,566	(分配落)	7,163
第5特定期間末	(分配付)	2,799,600,978	(分配付)	7,494
(2010年6月21日)	(分配落)	2,764,962,049	(分配落)	7,404
第6特定期間末	(分配付)	2,477,271,975	(分配付)	7,444
(2010年12月20日)	(分配落)	2,446,041,349	(分配落)	7,354
第7特定期間末	(分配付)	2,104,626,455	(分配付)	7,162

			. 有恤	証券報告書(内国投資
(2011年6月20日)	(分配落)	2,076,747,035	(分配落)	7,072
第8特定期間末	(分配付)	1,474,482,355	(分配付)	5,887
(2011年12月20日)	(分配落)	1,450,282,498	(分配落)	5,797
第9特定期間末	(分配付)	1,397,731,661	(分配付)	6,197
(2012年6月20日)	(分配落)	1,376,617,152	(分配落)	6,107
第10特定期間末	(分配付)	1,385,520,875	(分配付)	7,132
(2012年12月20日)	(分配落)	1,366,821,550	(分配落)	7,042
第11特定期間末	(分配付)	1,264,757,100	(分配付)	7,485
(2013年6月20日)	(分配落)	1,248,620,510	(分配落)	7,395
第12特定期間末	(分配付)	1,133,353,113	(分配付)	7,845
(2013年12月20日)	(分配落)	1,119,310,929	(分配落)	7,755
第13特定期間末	(分配付)	1,030,613,121	(分配付)	8,054
(2014年6月20日)	(分配落)	1,018,442,150	(分配落)	7,964
第14特定期間末	(分配付)	887,390,854	(分配付)	8,284
(2014年12月22日)	(分配落)	876,860,768	(分配落)	8,194
第15特定期間末	(分配付)	821,883,313	(分配付)	8,387
(2015年6月22日)	(分配落)	812,683,440	(分配落)	8,297
第16特定期間末	(分配付)	628,541,828	(分配付)	7,036
(2015年12月21日)	(分配落)	620,203,764	(分配落)	6,946
第17特定期間末	(分配付)	511,396,633	(分配付)	6,326
(2016年6月20日)	(分配落)	503,832,727	(分配落)	6,236
第18特定期間末	(分配付)	539,471,478	(分配付)	6,938
(2016年12月20日)	(分配落)	532,316,241	(分配落)	6,848
第19特定期間末	(分配付)	522,675,540	(分配付)	7,474
(2017年6月20日)	(分配落)	516,153,499	(分配落)	7,384
第20特定期間末	(分配付)	506,163,595	(分配付)	7,789
(2017年12月20日)	(分配落)	500,143,471	(分配落)	7,699
第21特定期間末	(分配付)	414,962,500	(分配付)	6,963
(2018年6月20日)	(分配落)	409,370,271	(分配落)	6,873
第22特定期間末	(分配付)	366,222,117	(分配付)	6,591
(2018年12月20日)	(分配落)	361,101,605	(分配落)	6,501
第23特定期間末	(分配付)	367,178,389	(分配付)	6,669
(2019年6月20日)	(分配落)	362,198,197	(分配落)	6,579
2018年 7月末日		400,364,400		7,029
8月末日		373,665,629		6,568
9月末日		385,481,747		6,793
10月末日		364,339,249		6,483
11月末日		369,953,975		6,649
12月末日		355,474,917		6,398
2019年 1月末日		367,460,809		6,630
2月末日		376,205,853		6,797
3月末日		368,206,449		6,666
4月末日		374,616,088		6,755
5月末日		354,820,541		6,409
-,,,,,,	<u> </u>		<u> </u>	5,100

6月末日	365,884,494	6,679
7月末日	350,645,858	6,744

(注)特定期間末の純資産総額(分配付)および基準価額(分配付)は、当該特定期間末における純資産総額 (分配落)および基準価額(分配落)の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を 加算した額を表示しております。

## 【分配の推移】

Д	月 間		1万口当たりの分配金
笠4柱字扣明	自	2009年 6月23日	ООП
第4特定期間	至	2009年12月21日	90円
第点性学期間	自	2009年12月22日	90円
第5特定期間	至	2010年 6月21日	90□
第6特定期間	自	2010年 6月22日	90円
为0行足别间	至	2010年12月20日	90[]
第7特定期間	自	2010年12月21日	90円
为1 行足别间	至	2011年 6月20日	90[]
第8特定期間	自	2011年 6月21日	90円
为01寸足期间	至	2011年12月20日	90[]
第9特定期間	自	2011年12月21日	90円
かいりたがいら	至	2012年 6月20日	
第10特定期間	自	2012年 6月21日	90円
2010年期间	至	2012年12月20日	30[]
第11特定期間	自	2012年12月21日	90円
为1111亿规则可	至	2013年 6月20日	30[]
第12特定期間	自	2013年 6月21日	90円
为1210亿规则可	至	2013年12月20日	
第13特定期間	自	2013年12月21日	90円
الشكرة الدرات	至	2014年 6月20日	0011
第14特定期間	自	2014年 6月21日	90円
الرائد المركبة المركبة	至	2014年12月22日	0013
第15特定期間	自	2014年12月23日	90円
N2 101475731-3	至:	2015年 6月22日	
第16特定期間	自	2015年 6月23日	90円
No : 0137C731-3	至	2015年12月21日	
第17特定期間		2015年12月22日	90円
No. 13 V= W10		2016年 6月20日	
第18特定期間		2016年 6月21日	90円
>1 1 3 PM >131-3		2016年12月20日	
第19特定期間		2016年12月21日	90円
N0137C/MID	至	2017年 6月20日	
第20特定期間	自	2017年 6月21日	90円
为20付足别间	至	2017年12月20日	0013

第24柱空期間	自 2017年12月21日	Поо
第21特定期間 	至 2018年 6月20日	90円
第22特定期間	自 2018年 6月21日	00⊞
	至 2018年12月20日	90円
笠の性空期間	自 2018年12月21日	00⊞
第23特定期間	至 2019年 6月20日	90円

## 【収益率の推移】

	期間	収益率
<b>答4#</b> + <b>宁</b> ##	自 2009年 6月23日	0.00%
第4特定期間	至 2009年12月21日	9.23%
~~ c 4 + c → +π ==	自 2009年12月22日	4 0004
第5特定期間	至 2010年 6月21日	4.62%
答 O#	自 2010年 6月22日	0.540/
第6特定期間	至 2010年12月20日	0.54%
\$\$\$ 74± € 1000	自 2010年12月21日	0.040/
第7特定期間	至 2011年 6月20日	2.61%
∕∕	自 2011年 6月21日	40.700/
第8特定期間	至 2011年12月20日	16.76%
∕∕	自 2011年12月21日	0.000/
第9特定期間	至 2012年 6月20日	6.90%
55 4 0 H + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	自 2012年 6月21日	10 -00/
第10特定期間	至 2012年12月20日	16.78%
55 4 44± <del>1</del> 22 HD DD	自 2012年12月21日	0.000/
第11特定期間	至 2013年 6月20日	6.29%
66	自 2013年 6月21日	
第12特定期間	至 2013年12月20日	6.09%
66	自 2013年12月21日	
第13特定期間	至 2014年 6月20日	3.86%
66	自 2014年 6月21日	
第14特定期間	至 2014年12月22日	4.01%
	自 2014年12月23日	
第15特定期間	至 2015年 6月22日	2.36%
	自 2015年 6月23日	
第16特定期間	至 2015年12月21日	15.20%
AA # 4 110 00	自 2015年12月22日	
第17特定期間	至 2016年 6月20日	8.93%
** 4 0 4 ± HE DE	自 2016年 6月21日	
第18特定期間	至 2016年12月20日	11.26%
AA	自 2016年12月21日	
第19特定期間	至 2017年 6月20日	9.14%
7/7 o o li + c+ 110 00	自 2017年 6月21日	
第20特定期間	至 2017年12月20日	5.48%

第24柱字期間	自 2017年12月21日	0.560/		
第21特定期間 	至 2018年 6月20日	9.56%		
第22特定期間	自 2018年 6月21日	4.10%		
第22付 <b>企</b> 期间	至 2018年12月20日	4.10%		
第22性学期間	自 2018年12月21日	2.58%		
第23特定期間	至 2019年 6月20日	2.30%		

<sup>(</sup>注)収益率は以下の計算式により算出しております。

収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額  $\times$  100

## (4) 【設定及び解約の実績】

4)【設定及び解約の	/天限』			
斯	間	設定口数	解約口数	
第4特定期間	自 2009年 6月23日	45,556,466	318,420,912	
为中行处别间	至 2009年12月21日	45,550,400	310,420,912	
第5特定期間	自 2009年12月22日	52,721,557	356,471,874	
カッ付た別旧	至 2010年 6月21日	52,721,557	330,471,074	
第6特定期間	自 2010年 6月22日	23,462,267	431,660,264	
另0行足期间	至 2010年12月20日	23,402,207	431,000,204	
第7特定期間	自 2010年12月21日	16,464,728	405,803,313	
为/ 行处别间	至 2011年 6月20日	10,404,720	400,000,010	
第8特定期間	自 2011年 6月21日	12,300,713	447,105,278	
为0何处别间	至 2011年12月20日	12,300,713	447,100,270	
第9特定期間	自 2011年12月21日	10,735,376	258,617,994	
カッ付た別间	至 2012年 6月20日	10,735,376	230,017,334	
第10特定期間	自 2012年 6月21日	11,812,308	324,999,617	
カル付た別目	至 2012年12月20日	11,012,300	324,333,017	
第11特定期間	自 2012年12月21日	10,931,839	263,369,648	
为口行处别间	至 2013年 6月20日	10,331,033	203,309,048	
第12特定期間	自 2013年 6月21日	6,225,700	251,320,647	
为121可处别间	至 2013年12月20日	0,223,700	201,020,047	
第13特定期間	自 2013年12月21日	5,070,031	169,542,963	
カロ付た別目	至 2014年 6月20日	3,070,031	109,342,903	
第14特定期間	自 2014年 6月21日	4,252,019	212,950,046	
カロガル州町	至 2014年12月22日	4,232,019	212,330,040	
第15特定期間	自 2014年12月23日	2,956,989	93,554,693	
カロ付た別间	至 2015年 6月22日	2,930,909	<del>3</del> 5,554,0 <del>3</del> 5	
第16特定期間	自 2015年 6月23日	4,404,145	91,065,377	
为101寸处别间	至 2015年12月21日	4,404,140	31,000,377	
第17特定期間	自 2015年12月22日	3,676,829	88,553,254	
为17行处别间	至 2016年 6月20日	3,070,029	00,000,204	
第18特定期間	自 2016年 6月21日	3,017,454	33,704,527	
为10何处别间	至 2016年12月20日	3,017,404	33,704,327	

			<u> </u>	
第19特定期間	自 2016年12月21日	3,886,694	82,155,761	
另13付足期间	至 2017年 6月20日	3,000,094	62,155,761	
第20特定期間	自 2017年 6月21日	7,255,834	56,658,918	
第20付足期间	至 2017年12月20日	7,255,654	50,056,916	
第21特定期間	自 2017年12月21日	4,063,736	58,087,171	
第21付足期间	至 2018年 6月20日	4,003,730	56,067,171	
第22特定期間	自 2018年 6月21日	2 240 422	42 500 224	
第22付 <b></b> 使期间	至 2018年12月20日	2,340,423	42,509,334	
第23特定期間	自 2018年12月21日	7 967 005	12 762 520	
第23付足期间	至 2019年 6月20日	7,867,995	12,762,539	

<sup>(</sup>注)上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

## (ご参考)マザーファンドの運用状況

# 1.パインブリッジ新成長国債券マザーファンド

## (1)投資状況

(2019年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)	
国債証券	ブラジル	1,419,923,491	12.66	
	インドネシア	1,274,525,103	11.36	
	メキシコ	1,150,222,823	10.25	
	コロンビア	1,050,938,920	9.37	
	ロシア	1,020,126,118	9.09	
	南アフリカ	824,525,100	7.35	
	タイ	788,862,743	7.03	
	ポーランド	595,757,632	5.31	
	エジプト	589,119,736	5.25	
	チリ	364,223,811	3.25	
	マレーシア	359,497,556	3.20	
	チェコ	280,874,917	2.50	
	ペルー	269,756,992	2.40	
	トルコ	201,328,436	1.79	
	アルゼンチン	126,591,205	1.13	
	ウルグアイ	120,604,560	1.08	
	ハンガリー	103,105,926	0.92	
	小計	10,539,985,069	93.96	
現金・預金・その他	の の資産(負債控除後)	677,533,016	6.04	
合計(純	資産総額)	11,217,518,085	100.00	

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

1.組入上位30銘柄(2019年7月31日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ブラジ ル		REPUBLIC OF BRAZIL	15,700,000	3,113.91	488,884,644	3,198.33	502,138,836	10.000	2023/1/1	4.48
メキシ コ		MEXICAN FIXED RATE BONDS	63,600,000	623.72	396,691,135	638.41	406,033,844	10.000	2024/12/5	3.62
エジプト	国債 証券	EGYPT GOVERNMENT BOND	57,500,000	696.51	400,496,664	700.57	402,831,502	18.750	2022/5/23	3.59
ロシア	国債証券	RUSSIA GOVT BOND -OFZ	173,100,000	175.28	303,424,705	187.76	325,013,538	8.500	2031/9/17	2.90
メキシ コ		MEXICAN BONOS DESARR FIX	47,000,000	651.84	306,367,761	688.65	323,666,064	10.000	2036/11/20	2.89
南アフ リカ		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	42,000,000	696.24	292,422,295	704.12	295,734,261	8.250	2032/3/31	2.64

								川田	<u> </u>	<u>女四八</u>
コロン ビア	国債 証券	TITULOS DE TESORERIA B	7,200,000,000	3.92	282,441,618	3.98	286,900,097	10.000	2024/7/24	2.56
コロン ビア		REP OF COLOMBIA(DUAL)	8,700,000,000	3.17	276,493,825	3.21	279,987,971	4.375	2023/3/21	2.50
ポーラ ンド	国債証券	POLAND GOVERNMENT	8,800,000	3,110.62	273,735,048	3,080.54	271,087,624	5.750	2021/10/25	2.42
ブラジ ル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	8,000,000	3,130.49	250,439,322	3,353.71	268,297,348	10.000	2027/1/1	2.39
インド ネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	30,000,000,000	0.82	248,018,940	0.85	256,714,380	8.750	2031/5/15	2.29
インド ネシア		INDONESIA GOVERNMENT	34,000,000,000	0.70	239,061,888	0.72	246,598,872	6.125	2028/5/15	2.20
南アフ リカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	34,000,000	711.21	241,812,116	717.71	244,024,708	8.875	2035/2/28	2.18
ブラジ ル		REPUBLIC OF BRAZIL	7,300,000	3,129.32	228,440,655	3,286.04	239,881,627	10.000	2025/1/1	2.14
タイ	国債 証券	THA I LAND GOVERNMENT	60,000,000	386.63	231,981,406	397.40	238,445,997	3.850	2025/12/12	2.13
インド ネシア	国債 証券	INDONESIA GOVERNMENT	28,000,000,000	0.80	225,098,328	0.83	233,347,296	8.375	2034/3/15	2.08
チリ	国債 証券	BONOS TESORERIA PESOS	1,200,000,000	18.48	221,781,086	19.43	233,197,079	5.000	2035/3/1	2.08
タイ	国債証券	THA I LAND GOVERNMENT	60,000,000	368.96	221,381,890	368.99	221,397,952	3.650	2021/12/17	1.97
コロン ビア	国債証券	TITULOS DE TESORERIA B	6,650,000,000	3.22	214,483,734	3.31	220,263,538	6.000	2028/4/28	1.96
エジプ ト	国債証券	EGYPT GOVERNMENT BOND	27,000,000	677.09	182,815,364	689.95	186,288,234	17.200	2023/8/9	1.66
メキシ コ	1	MEXICAN FIXED RATE BONDS	35,000,000	504.54	176,591,345	522.06	182,724,045	5.750	2026/3/5	1.63
ロシア	国債 証券	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	100,000,000	163.81	163,818,000	175.87	175,875,210	7.700	2033/3/23	1.57
インド ネシア	国債 証券	INDONESIA GOVERNMENT	18,333,000,000	0.86	159,093,187	0.91	167,951,876	9.500	2041/5/15	1.50
ポーラ ンド	国債証券	POLAND GOVERNMENT	5,300,000	3,183.77	168,740,265	3,167.28	167,866,234	5.750	2022/9/23	1.50
ブラジ ル	1	REPUBLIC OF BRAZIL	5,300,000	3,066.40	162,519,703	3,055.34	161,933,521	10.000	2021/1/1	1.44
マレー シア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	6,000,000	2,654.46	159,267,642	2,693.00	161,580,006	3.955	2025/9/15	1.44
マレー シア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	6,000,000	2,647.79	158,867,520	2,664.71	159,883,056	3.757	2023/4/20	1.43
チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	32,000,000	497.45	159,187,192	498.60	159,552,835	3.850	2021/9/29	1.42
南アフ リカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	23,200,000	680.54	157,885,430	686.09	159,174,009	8.500	2037/1/31	1.42
インド ネシア	国債 証券	INDONESIA GOVERNMENT	15,750,000,000	0.91	143,980,200	0.94	148,185,355	11.000	2025/9/15	1.32

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

EDINET提出書類

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(注2)外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額・評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

## 2.種類別投資比率(2019年7月31日現在)

種類	投資比率(%)		
国債証券	93.96		
合計	93.96		

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 2.パインブリッジ新成長国株式マザーファンド

## (1)投資状況

(2019年7月31日現在)

			(2019年7月31日現在)
資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	ケイマン	42,367,167	18.32
	ブラジル	26,050,211	11.27
	インド	24,115,356	10.43
	中国	21,847,720	9.45
	韓国	19,475,245	8.42
	台湾	18,055,747	7.81
	香港	10,285,961	4.45
	南アフリカ	9,628,242	4.16
	ロシア	9,367,271	4.05
	バミューダ	7,363,645	3.18
	インドネシア	5,888,376	2.55
	イギリス	5,850,288	2.53
	タイ	4,841,889	2.09
	ハンガリー	3,784,077	1.64
	フィリピン	3,753,326	1.62
	メキシコ	3,177,522	1.37
	コロンビア	2,731,992	1.18
	アラブ首長国連邦	2,220,754	0.96
	チェコ	1,637,906	0.71
	小 計	222,442,695	96.21
投資証券	メキシコ	1,894,132	0.82
現金・預金・その他	 の資産(負債控除後)	6,875,300	2.97
合計 (純	資産総額)	231,212,127	100.00

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

## (2)投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

1.組入上位30銘柄(2019年7月31日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サー ビス	3,100	5,078.18	15,742,371	5,183.74	16,069,619	6.95
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機 器	3,266	3,822.59	12,484,611	4,282.59	13,986,971	6.05
ケイマン	株式	ALIBABA GROUP HOLDING SP ADR	ソフトウェア・サー ビス	627	18,907.40	11,854,944	18,914.22	11,859,218	5.13
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造 装置	1,777	4,537.60	8,063,327	4,683.47	8,322,527	3.60
中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	78,000	87.92	6,858,049	85.42	6,663,033	2.88

			-				1月111111	E券報告書(F	<u> 시凷技</u> !
南アフ リカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	メディア・娯楽	242	25,795.85	6,242,596	27,074.63	6,552,061	2.83
バミュ ーダ	株式	CHINA GAS HOLDINGS LTD	公益事業	14,000	327.80	4,589,256	450.73	6,310,227	2.73
ブラジ ル	株式	CIA BRASILEIRA DE DIS-SP PRF	食品・生活必需品小 売り	2,300	2,153.94	4,954,078	2,685.58	6,176,836	2.67
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	4,500	1,242.46	5,591,072	1,321.63	5,947,351	2.57
インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	1,428	3,673.93	5,246,377	3,581.07	5,113,779	2.21
香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	26,000	188.62	4,904,281	182.23	4,738,157	2.05
ロシア	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	エネルギー	476	8,809.31	4,193,235	8,684.68	4,133,908	1.79
中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	92,000	48.61	4,472,580	44.86	4,127,552	1.79
イギリ ス	株式	NMC HEALTH PLC	ヘルスケア機器・サ ービス	1,231	3,356.46	4,131,806	3,330.92	4,100,366	1.77
インド	株式	HERO MOTOCORP LTD	自動車・自動車部品	1,087	4,007.27	4,355,910	3,591.49	3,903,952	1.69
ハンガ リー	株式	OTP BANK PLC	銀行	825	4,523.87	3,732,199	4,586.76	3,784,077	1.64
フィリ ピン	株式	AYALA CORPORATION	各種金融	1,850	1,809.08	3,346,801	2,028.82	3,753,326	1.62
ブラジ ル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	3,346	900.75	3,013,930	1,024.81	3,429,016	1.48
ケイマ ン	株式	CTRIP.COM INTERNATIONAL-ADR	小売	796	3,895.69	3,100,972	4,259.77	3,390,780	1.47
ブラジ ル	株式	PETROBRAS DISTRIBUIDORA SA	小売	4,357	701.92	3,058,287	756.35	3,295,460	1.43
インド	株式	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財	35,846	98.89	3,545,098	91.82	3,291,469	1.42
インド ネシア	株式	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	自動車・自動車部品	56,800	52.84	3,001,596	56.74	3,223,116	1.39
ロシア	株式	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	銀行	7,981	390.20	3,114,225	403.55	3,220,812	1.39
メキシ コ	株式	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	銀行	5,700	634.12	3,614,513	557.46	3,177,522	1.37
台湾	株式	SINBON ELECTRONINGS CO	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機 器	7,000	388.50	2,719,500	453.25	3,172,750	1.37
インド	株式	SHREE CEMENT LTD	素材	96	30,874.13	2,963,917	33,022.22	3,170,134	1.37
ケイマ ン	株式	CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP	小売	29,000	104.49	3,030,216	104.73	3,037,187	1.31
インド	株式	INFOSYS LTD	ソフトウェア・サー ビス	2,401	1,165.62	2,798,675	1,260.39	3,026,203	1.31
インド	株式	SANOFI INDIA LTD	医薬品・バイオテク ノロジー・ライフサ イエンス	306	8,745.39	2,676,091	9,581.65	2,931,987	1.27
ブラジ ル	株式	NEOENERGIA SA	公益事業	5,613	494.62	2,776,327	515.69	2,894,624	1.25

<sup>(</sup>注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

<sup>(</sup>注2)外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額・評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

## 2.種類別および業種別比率(2019年7月31日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	銀行	17.46
		ソフトウェア・サービス	14.43
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.65
		エネルギー	6.13
		保険	5.53
		素材	4.96
		半導体・半導体製造装置	4.75
		自動車・自動車部品	4.53
		小売	4.21
		公益事業	3.98
		各種金融	2.85
		メディア・娯楽	2.83
		食品・生活必需品小売り	2.67
		資本財	2.65
		不動産	2.23
		ヘルスケア機器・サービス	1.77
		耐久消費財・アパレル	1.72
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.60
		電気通信サービス	1.02
		運輸	0.96
		家庭用品・パーソナル用品	0.94
		消費者サービス	0.33
投資証券	-	-	0.82
			97.03

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類および業種の評価金額の比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### 参考情報

## 基準価額・純資産の推移

#### (過去10年間/2009年7月末~2019年7月末)



(2019年7月末現在) 6.744円 產総額 350百万円

※上記の分配金込み基準価額は、週去に支払った分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

#### 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2019年 7月	15円	2019年 1月	15円
2019年 6月	15円	2018年 12月	15円
2019年 5月	15円	2018年 11月	15円
2019年 4月	15円	2018年 10月	15円
2019年 3月	15円	2018年 9月	15円
2019年 2月	15円	2018年 8月	15円

直近1	年間累記	† 180円
設定	来累言	1 2,405円

#### 主要な資産の状況

(2019年7月末現在)

パインプリッジ新成長国債券マザーファンドⅡ	70.13%
パインブリッジ新成長国株式マザーファンドⅡ	29.99%
キャッシュ等	△0.11%

#### ●パインブリッジ新成長国債券マザーファンドIの主要な資産の状況

国名	銘柄名	クーポン(%)	償還日	投資比率(%)
プラジル	REPUBLIC OF BRAZIL	10.000	2023/1/1	4.48
メキシコ	MEXICAN FIXED RATE BONDS	10.000	2024/12/5	3.62
エジプト	EGYPT GOVERNMENT BOND	18.750	2022/5/23	3.59
ロシア	RUSSIA GOVT BOND -OFZ	8.500	2031/9/17	2.90
メキシコ	MEXICAN BONOS DESARR FIX	10.000	2036/11/20	2.89

※投資比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。(以下同じ。)

#### ●パインブリッジ新成長国株式マザーファンドIの主要な資産の状況

国名	銘柄名	業種	投資比率(%)
ケイマン	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア・サービス	6.95
韓国	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.05
ケイマン	ALIBABA GROUP HOLDING SP ADR	ソフトウェア・サービス	5.13
台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体·半導体製造装置	3.60
中国	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	2.88

## 年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2019年は年初から7月末までの騰落率を表示して います。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。 最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

#### 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### 1)取得申込の受付

申込期間:2019年3月20日(水)から2020年3月19日(木)まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

取得申込は、取得申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日が、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日のいずれかと同じ日付の場合には取得申込の受付を行いません。

取得申込の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日のお取扱いとなります。取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得申込を受付けない場合があります。また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行っための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

#### 2)申込単位・申込価額

収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。なお、原則として取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。いずれのコースでも、申込単位は販売会社が定めるものとします。

販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、申込単位および取扱コースが異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に3.78%(税抜3.5%) \*の率を乗じて得た額を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める申込手数料を加算した価額とします。なお、分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。販売会社毎の申込手数料については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合

\*消費税率が10%になった場合は、3.85%(税抜3.5%)となります。

#### 2【換金(解約)手続等】

わせください。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

一部解約の実行請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日のいずれかと同じ日付の場合には解約請求の受付を行いません。

一部解約の実行請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。 詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問い合せください。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の 実行の請求を取消すことがあります。

一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとして後記 の規定に準じて算出された価額とします。

一部解約時の価額は、一部解約の実行請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とし、委託会社の営業日に日々算出されます。一部解約時の価額は、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

解約代金のお支払いは、解約請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

- 1.基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。
- 2.組入マザーファンド受益証券の評価は、原則として計算日における基準価額で評価します。実質組入外国公社債の評価は、原則として計算日の前営業日付の証券会社・銀行等が提示する価額(ただし、売気配相場を除く)、または価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。実質組入外国株式の評価は、原則として、海外の取引所における計算時に知りうる直近の終値で評価します。外貨建て資産の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって評価します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって評価します。
- 3.基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、信託期間を繰上げて償還することがあります。

### (4)【計算期間】

原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より 次の計算期間が始まるものとします。

#### (5)【その他】

1.信託の終了

投資信託契約の解約

- イ)委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または やむを得ない事情が発生したときは、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の総口数が 5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託 を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨 を監督官庁に届け出ます。
- 口)委託会社は、前記イ)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行 います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの 事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対 し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ)前記口)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権 が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同 じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この投資 信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決 議について賛成するものとみなします。
- 二)前記口)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数 をもって行います。
- ホ)前記口)から二)までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合におい て、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同 意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事 情が生じている場合であって、前記ロ)から二)までに規定するこの投資信託契約の解約の手続き を行うことが困難な場合には適用しません。

投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- イ)委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- 口)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契 約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3. 信託約款の変更等 における書面決議が否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間に おいて存続します。

受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に 違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益 者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判 所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社 を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関す る事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信 託契約に関する事業を承継させることがあります。

3.信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受 託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託

及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記 の事項(変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前記 の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記 から までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の 意思表示をしたときには適用しません。

前記 から までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決され た場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が投資信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### 6.運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎(6月および12月)および償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書は知れている受益者に対して交付します。運用報告書(全体版)は受益者の請求により交付されますので、請求される受益者の方は販売会社までお問い合わせください。また、委託会社のホームページにて入手することもできます。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託 会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ https://www.pinebridge.co.jp/

### 7. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 8.関係会社との契約の更改

販売会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定

されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の 意思表示がない場合は自動更新となります。

#### 投資顧問会社との契約の更改

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信 託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定め られています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の 意思表示がない場合は自動更新となります。

### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

#### 1. 収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収 益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、 当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義 で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、決算日後1ヵ 月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から販売会社を通じ てお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配 金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の収益分配金は、税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加 した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 2. 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一 部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社を通じて お支払いします。

#### 3. 償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前 において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原 則として取得申込者とします。)に、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還 日から起算して5営業日まで)から、販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日 から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受け た金銭は、委託会社に帰属します。

#### 4.帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧 または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23特定期間 (2018年12月21日から 2019年6月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 1【財務諸表】

パインブリッジ新成長国ダブルプラス < 毎月分配タイプ >

### (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第22特定期間 (2018年12月20日現在)	第23特定期間 (2019年6月20日現在)
 資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,556,321	1,751,967
親投資信託受益証券	360,918,970	361,820,556
流動資産合計	362,475,291	363,572,523
資産合計	362,475,291	363,572,523
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	833,148	825,806
未払解約金	-	6,519
未払受託者報酬	22,795	22,856
未払委託者報酬	517,741	519,143
未払利息	2	2
流動負債合計	1,373,686	1,374,326
負債合計	1,373,686	1,374,326
純資産の部		
元本等		
元本	555,432,263	550,537,719
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	194,330,658	188,339,522
(分配準備積立金)	84,331,589	87,166,321
元本等合計	361,101,605	362,198,197
純資産合計	361,101,605	362,198,197
負債純資産合計	362,475,291	363,572,523

### (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(二世十二)
	第22特定期間 自 2018年 6月21日 至 2018年12月20日	第23特定期間 自 2018年12月21日 至 2019年 6月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	12,246,206	12,501,586
営業収益合計	12,246,206	12,501,586
三 営業費用		
支払利息	496	399
受託者報酬	144,859	138,210
委託者報酬	3,290,238	3,139,216
営業費用合計	3,435,593	3,277,825
営業利益又は営業損失( )	15,681,799	9,223,761
経常利益又は経常損失()	15,681,799	9,223,761
当期純利益又は当期純損失( )	15,681,799	9,223,761
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	13,059	7,329
期首剰余金又は期首欠損金( )	186,230,903	194,330,658
剰余金増加額又は欠損金減少額	13,461,124	4,288,490
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	13,461,124	4,288,490
剰余金減少額又は欠損金増加額	771,627	2,533,594
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	771,627	2,533,594
分配金	5,120,512	4,980,192
期末剰余金又は期末欠損金( )	194,330,658	188,339,522

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
有価証券の評価基準及 び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価してお ります。

# (貸借対照表に関する注記)

項目	第22特定期間 (2018年12月20日現在)	第23特定期間 (2019年6月20日現在)	
1.期首元本額	595,601,174円	555,432,263円	
期中追加設定元本額	2,340,423円	7,867,995円	
期中一部解約元本額	42,509,334円	12,762,539円	
2.受益権の総数	555,432,263 🗆	550,537,719□	
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額 は194,330,658円であります。		

### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

損益及び剰余金計算書に関する注記)		
	第22特定期間	第23特定期間
項目	自 2018年 6月21日	自 2018年12月21日
	至 2018年12月20日	至 2019年 6月20日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限		
の全部又は一部を委託する場合におけ	679,908円	649,035円
る当該委託に要する費用		
2.分配金の計算過程		
	[2018年6月21日から	[2018年12月21日から
	2018年7月20日まで	2019年 1月21日まで
# 17 14 76 74 6 77 17 76 17 14 67	の計算期間]	の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	3,237,430円	2,374,660円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価	0円	0円
証券売買等損益額   四光網数点額	4 740 400 TI	4 700 470 III
以益調整金額 (ASD) (# # # # * * * * * * * * * * * * * * *	4,746,169円	4,768,178円
分配準備積立金額	87,121,085円	84,055,029円
当ファンドの分配対象収益額	95,104,684円	91,197,867円
当ファンドの期末残存口数	593,475,098□	553,964,866 🖂
1万口当たり収益分配対象額	1,602.50円	1,646.27円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	890,212円	830,947円
	_	
	[2018年7月21日から	[2019年1月22日から
	2018年8月20日まで	2019年2月20日まで
# 四均吸收 5 到 V 禁烟 关键	の計算期間]	の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	1,213,172円	1,464,723円
■ 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 ■ 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	4,607,833円	4,823,005円
分配準備積立金額	85,831,163円	85,595,482円
当ファンドの分配対象収益額	91,652,168円	91,883,210円
当ファンドの期末残存口数	569,691,488 []	554,279,523 [
コファントの熱水及は口数   1万口当たり収益分配対象額	1,608.80円	1,657.70円
1万口当たり公皿が配列を開	15.00円	15.00円
収益分配金金額	854,537円	831,419円
以 <u>此</u> 为 能 並 報	054,557 3	031,4131
	[2018年8月21日から	[2019年2月21日から
	2018年9月20日まで	2019年3月20日まで
	の計算期間]	の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	1,508,549円	1,422,603円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価		
証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	4,668,572円	4,865,666円
分配準備積立金額	86,025,602円	85,911,570円
当ファンドの分配対象収益額	92,202,723円	92,199,839円
当ファンドの期末残存口数	569,039,065□	552,605,723口
1万口当たり収益分配対象額	1,620.32円	1,668.45円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	853,558円	828,908円
	, , , ,	, , , ,
	[2018年 9月21日から	[2019年3月21日から
	- 2018年10月22日まで	- 2019年4月22日まで
	の計算期間]	の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	981,067円	1,844,852円

		有価証券報告書(内国投資
■ 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 ■ 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	4,705,614円	5,839,147円
分配準備積立金額	86,250,280円	85,842,020円
当ファンドの分配対象収益額	91,936,961円	93,526,019円
当ファンドの期末残存口数	566,587,449□	554,398,208
1万口当たり収益分配対象額	1,622.64円	1,686.98円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
以益分配金金額 以益分配金金額	849,881円	831,597円
Name of the last o	,	
	[2018年10月23日から	[2019年4月23日から
	2018年11月20日まで	2019年5月20日まで
	の計算期間]	の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	704,377円	943,064円
│ 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 │ 証券売買等損益額	0円	0円
W   W   W   W   W   W   W   W   W   W	4,702,728円	5,896,000円
分配準備積立金額	85,237,349円	86,789,707円
当ファンドの分配対象収益額	90,644,454円	93,628,771円
当ファンドの期末残存口数	559,451,121□	554,343,406□
1万口当たり収益分配対象額	1,620.23円	1,689.00円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	839,176円	831,515円
	,	, , ,
	[2018年11月21日から	[2019年5月21日から
	2018年12月20日まで	2019年6月20日まで
	の計算期間]	の計算期間]
費用控除後の配当等収益額   弗田均別後、掲載点提合は基準の表現	730,445円	1,746,174円
│ 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 │ 証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	4,726,136円	5,914,629円
分配準備積立金額	84,434,292円	86,245,953円
当ファンドの分配対象収益額	89,890,873円	93,906,756円
当ファンドの期末残存口数	555,432,263□	550,537,719□
1万口当たり収益分配対象額	1,618.39円	1,705.72円
1万口当たり分配金額	15.00円	15.00円
収益分配金金額	833,148円	825,806円

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の状況に関する事項

項目	第22特定期間 自 2018年 6月21日 至 2018年12月20日	第23特定期間 自 2018年12月21日 至 2019年 6月20日
1.金融商品に対する取組 方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
	当ファンドが保有する主な金金会 産は、親投資信託受益証券、金金 債権及びデリバティであり、金より 生じる正味の債権及びデリバ 負債は、金銭債務及正味の債 であります。 当な金融商品は、価格変動 リスク、信用リスク、信用リスク 及び流動性リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業務部において運用評価委員会に上程します。 ・法務のでででである。 ・法務のででである。 ・法務のでであるであるである。 ・法務のではいるでは、 ・法ののでは、 ・法のでは、 ・活動では、 ・活動では、 ・運用では、 ・活動では、 ・運用では、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででは、 ・でのできる。 ・でのででしていででしていでしていででしていででしていででしていででしていででして	同左

### 金融商品の時価等に関する事項

項目	第22特定期間 (2018年12月20日現在)	第23特定期間 (2019年6月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時 価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はあ りません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関 する注記「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しており ます。	(1)有価証券 同左
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左
	金融商品の時価には、市場価格に 基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
1	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

# (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券 (単位:円)

種類	第22特定期間 (2018年12月20日現在)	第23特定期間 (2019年6月20日現在)	
<b>作里</b> 大块	最終の計算期間の損益 最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額 に含まれた評価差額		
親投資信託受益証券	3,025,067	8,945,281	
合計	3,025,067	8,945,281	

# (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

### (1口当たり情報に関する注記)

項目	項目 第22特定期間 (2018年12月20日現在)	
1口当たり純資産額	0.6501円	0.6579円
(1万口当たり純資産額)	(6,501円)	(6,579円)

### (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表(2019年6月20日現在)

(1)株式

該当事項はありません。

### (2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円		パインブリッジ新成長国債券マザーファンド	162,217,362	257,082,075	
	受益証券 	パインブリッジ新成長国株式マザーファンド	117,962,024	104,738,481	
合計			280,179,386	361,820,556	

- (注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

EDINET提出書類 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437) 有価証券報告書 ( 内国投資信託受益証券 )

### (参考)

当ファンドは「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド 」および「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド 」の各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

# 「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド 」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

### (1)貸借対照表

/ <del>XINNIN</del>			
区分	注記	(2018年12月20日現在)	(2019年6月20日現在)
	事項	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		347,882,490	595,373,331
コール・ローン		70,799,558	16,024,363
国債証券		11,148,521,021	10,429,796,433
派生商品評価勘定		-	1,033,366
未収利息		121,382,675	147,445,617
前払費用		28,281,388	27,377,013
流動資産合計		11,716,867,132	11,217,050,123
資産合計		11,716,867,132	11,217,050,123
負債の部			
流動負債			
前受収益		54,196	-
未払金		-	132,206,745
未払解約金		20,000,000	-
未払利息		96	21
流動負債合計		20,054,292	132,206,766
負債合計		20,054,292	132,206,766
純資産の部			
元本等			
元本		7,605,459,216	6,994,470,487
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		4,091,353,624	4,090,372,870
元本等合計		11,696,812,840	11,084,843,357
純資産合計		11,696,812,840	11,084,843,357
負債純資産合計		11,716,867,132	11,217,050,123

<sup>(</sup>注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月21日から9月20日まで、および9月21日から翌年3月20日までであります。

# (2)注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示す る価額(ただし、売気配相場は使用しない。)または価格情報会 社の提供する価額で時価評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の 対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外 国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日 の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該 外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等 の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用しております。

# (貸借対照表に関する注記)

XII///WKICK// O/ZED/		
項目	(2018年12月20日現在)	(2019年6月20日現在)
1.期首元本額	8,290,415,115円	7,605,459,216円
期中追加設定元本額	- 円	4,486,872円
期中一部解約元本額	684,955,899円	615,475,601円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ新成長国債券プラス	6,807,827,330円	6,259,801,527円
パインブリッジ新成長国債インカム オープン	581,215,886円	530,145,873円
パインブリッジ新成長国ダブルプラス <毎月分配タイプ >	168,557,446円	162,217,362円
パインブリッジ新成長国ダブルプラス <1年決算タイプ >	47,858,554円	42,305,725円
合計	7,605,459,216円	6,994,470,487円
2.受益権の総数	7,605,459,216口	6,994,470,487□

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年 6月21日 至 2018年12月20日	自 2018年12月21日 至 2019年 6月20日
1.金融商品に対する取組 方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
•	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債引に金銭債務及びデリバティブでありにより生じる正味の債務等でありであります。 金融商品は、価格変動リスク、信用リスク等の市場リスク、信用リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業績の 分析・正常におい、運用評価委員会に上程します。 ・法務コンプライでンス部において運用業務のでは、 ・法務コンプライでの表面においてでは、 ・法務のでは、 ・法ののでは、 ・法のでは、 ・活動では、 ・運用でのでは、 ・運用では、 ・運用では、 ・運用では、 ・運用でのできる。 ・運用でした。 ・運用でした。 ・運用でした。 ・運用でした。 ・運用でした。 ・運用できる。 ・運用でした。 ・運用でした。 ・運用でした。 ・運用でした。 ・運用でした。 ・運用でした。 ・運用でした。 ・運用できる。 ・運用でした。 ・ででした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でした。 ・でし。 ・でし。 ・でし。 ・で。 ・でし。 ・でし。 ・で。 ・でし。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で。 ・で	同左

### 金融商品の時価等に関する事項

		(22.25.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.
項目	(2018年12月20日現在)	(2019年6月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時 価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はあ りません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関す
	以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品については、短 期間で決済されることから、時 価は帳簿価額と近似しているた め、当該金融商品の帳簿価額を 時価としております。	る注記)」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
	額が含まれております。当該価額 の算定においては一定の前提条件 等を採用しているため、異なる前	
	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(単位:円)

#### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	(2018年12月20日現在)	(2019年6月20日現在)
種類	当計算期間の損益 当計算期間の損益 に含まれた評価差額 に含まれた評価差額	
国債証券	151,208,507	161,122,620
合計	151,208,507	161,122,620

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

### (デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

#### 通貨関連

	(2018年12月20日現在)
該当事項はありません。	

		(2019年6月20日現在)				
区分	種類	契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益(円)	
	為替予約取引					
	- - 売建					
市場取引以外 の取引	米国ドル	71,888,062	-	71,358,402	529,660	
	買建					
	南アフリカ・ランド	71,888,062	-	72,391,768	503,706	
合計		143,776,124	-	143,750,170	1,033,366	

### (注)時価の算定方法

1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている る先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用い ています。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最 も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
- 2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
- 3.換算において円未満の端数は切り捨てています。

#### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

# (1口当たり情報に関する注記)

項目	(2018年12月20日現在)	(2019年6月20日現在)
1口当たり純資産額	1.5379円	1.5848円
(1万口当たり純資産額)	(15,379円)	(15,848円)

# (3)附属明細表

- 第1 有価証券明細表(2019年6月20日現在)
  - (1)株式

該当事項はありません。

### (2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘	柄	券面総額	評価額	備
アルゼンチン・	国債	REPUBLIC OF ARGENTINA	0.0000% 06/21/2020	41,000,000.00	47,662,500.00	
ペソ	証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	0.0000% 10/03/2021	20,000,000.00	14,075,000.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	0.0000% 10/17/2023	12,000,000.00	8,400,000.00	
	計			73,000,000.00	70,137,500.00	
					(174,642,375)	1
小計					70,137,500.00	İ
					(174,642,375)	1
キシコ・	国債	MEXICAN BONDS DESARP FIX	8.0000% 06/11/2020	20,000,000.00	20,020,000.00	ĺ
ペソ	証券	MEXICAN BONOS DESARR FIX	10.0000% 11/20/2036	47,000,000.00	56,843,210.00	
		MEXICAN BONOS DESARR FIX	7.7500% 11/13/2042	22,000,000.00	21,682,100.00	
		MEXICAN FIXED RATE BONDS	10.0000% 12/05/2024	63,600,000.00	70,578,192.00	
		MEXICAN FIXED RATE BONDS	5.7500% 03/05/2026	35,000,000.00	31,677,800.00	
	計			187,600,000.00	200,801,302.00	1
					(1,138,543,382)	1
小計					200,801,302.00	İ
					(1,138,543,382)	İ
ブラジル・	国債	REPUBLIC OF BRAZIL	0.0000% 01/01/2021	5,300,000.00	5,833,600.82	
アル	証券	REPUBLIC OF BRAZIL	0.0000% 01/01/2023	15,700,000.00	17,882,075.49	
		REPUBLIC OF BRAZIL	0.0000% 01/01/2025	7,300,000.00	8,473,409.30	
		REPUBLIC OF BRAZIL	0.0000% 01/01/2027	8,000,000.00	9,382,742.40	
		REPUBLIC OF BRAZIL(DUAL)	10.2500% 01/10/2028	3,500,000.00	4,018,157.50	
	計			39,800,000.00	45,589,985.51	1
					(1,279,254,993)	1
小計					45,589,985.51	İ
					(1,279,254,993)	İ
チリ・ペソ	国債証券	BONOS TESORERIA PESOS	0.0000% 03/01/2026	750,000,000.00	822,628,425.00	
	計			750,000,000.00	822,628,425.00	İ
					(128,000,982)	ĺ
小計					822,628,425.00	l
					(128,000,982)	İ
1ロンビア・	国債	REP OF COLOMBIA(DUAL)	4.3750% 03/21/2023	7,000,000,000.00	6,786,500,000.00	l
ペソ	証券	TITULOS DE TESORERIA B	11.0000% 07/24/2020	4,000,000,000.00	4,292,066,000.00	
		TITULOS DE TESORERIA B	10.0000% 07/24/2024	7,200,000,000.00	8,683,524,720.00	
		TITULOS DE TESORERIA B	6.0000% 04/28/2028	6,650,000,000.00	6,633,426,138.50	
		TITULOS DE TESORERIA B	7.0000% 06/30/2032	3,500,000,000.00	3,691,319,450.00	
	計			28,350,000,000.00	30,086,836,308.50	1
					(998,882,965)	1
小計					30,086,836,308.50	1
					(998,882,965)	1
ペルー・ヌエボ・	国債	BONOS DE TESORERIA	6.1500% 08/12/2032	3,700,000.00	4,087,185.76	l
/JV	証券	BONOS DE TESORERIA	5.4000% 08/12/2034	1,920,000.00	1,959,663.36	ı
		REPUBLIC OF PERU	6.9000% 08/12/2037	1,600,000.00	1,890,618.72	

						有価証券報告書(
	計				7,220,000.00	7,937,467.84
						(256,777,084)
小計						7,937,467.84
						(256,777,084)
ウルグアイ・ペソ	国債 証券	REPUBLICA ORIENT URUGUAY	8.5000%	03/15/2028	21,000,000.00	17,955,603.12
	計				21,000,000.00	17,955,603.12
						(54,764,589)
小計						17,955,603.12
						(54,764,589)
トルコ・リラ		TURKEY GOVERNMENT	11.0000%	03/02/2022	7,800,000.00	6,389,760.00
	証券	TURKEY GOVERNMENT	10.4000%	03/20/2024	10,000,000.00	7,480,000.00
		TURKEY GOVERNMENT BOND	16.2000%	06/14/2023	2,800,000.00	2,592,800.00
		TURKEY GOVERNMENT BOND	20.1000%	10/18/2023	5,000,000.00	5,182,600.00
	計				25,600,000.00	21,645,160.00
						(402,816,427)
小計						21,645,160.00
						(402,816,427)
チェコ・コルナ	国債	CZECH REPUBLIC	3.7500%	09/12/2020	25,000,000.00	25,696,270.00
	証券	CZECH REPUBLIC	3.8500%	09/29/2021	32,000,000.00	33,684,745.60
	計				57,000,000.00	59,381,015.60
						(280,872,203)
小計						59,381,015.60
						(280,872,203)
ハンガリー・ フォリント	国債 証券	HUNGARY GOVERNMENT	6.7500%	10/22/2028	200,000,000.00	272,160,000.00
	計				200,000,000.00	272,160,000.00
						(102,032,784)
小計						272,160,000.00
						(102,032,784)
ポーランド・	国債	POLAND GOVERNMENT	5.7500%	10/25/2021	8,800,000.00	9,643,832.00
ズロチ	証券	POLAND GOVERNMENT	5.7500%	09/23/2022	5,300,000.00	5,965,097.00
		POLAND GOVERNMENT	2.5000%	07/25/2026	3,000,000.00	3,054,810.00
		POLAND GOVERNMENT	2.5000%	07/25/2027	2,400,000.00	2,437,080.00
	計				19,500,000.00	21,100,819.00
						(600,740,316)
小計						21,100,819.00
						(600,740,316)
ロシア・	±+ **	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	7.7000%	03/23/2033	100,000,000.00	102,377,500.00
ルーブル	証券	RUSSIA GOVT BOND -OFZ	6.4000%	05/27/2020	36,000,000.00	35,836,740.00
		RUSSIA GOVT BOND -OFZ		07/20/2022	78,000,000.00	78,989,820.00
		RUSSIA GOVT BOND -OFZ		10/16/2024	57,000,000.00	56,586,750.00
	l	RUSSIA GOVT BOND -OFZ	8.5000%	09/17/2031	173,100,000.00	188,582,929.50
	計				444,100,000.00	462,373,739.50
						(781,411,619)
小計						462,373,739.50
						(781,411,619)
ルーマニア・レイ	国債 証券	ROMANIA GOVERNMENT BOND	5.8000%	07/26/2027	3,650,000.00	4,009,598.00
	計				3,650,000.00	4,009,598.00

		1			有価証券報告書(「
					(102,886,284)
小計					4,009,598.00
					(102,886,284)
レーシア・	国債	MALAYSIAN GOVERNMENT	4.1600% 07/15/2021	8,000,000.00	8,130,830.40
ンギット	証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	3.7570% 04/20/2023	6,000,000.00	6,068,725.20
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4.1810% 07/15/2024	1,400,000.00	1,443,197.84
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3.9550% 09/15/2025	6,000,000.00	6,112,350.00
	計			21,400,000.00	21,755,103.44
					(563,457,179)
小計					21,755,103.44
					(563,457,179)
イ・バーツ	国債	THAILAND GOVERNMENT	3.6500% 12/17/2021	60,000,000.00	62,725,434.00
	証券	THAILAND GOVERNMENT	3.6250% 06/16/2023	20,000,000.00	21,390,224.00
		THAILAND GOVERNMENT	3.8500% 12/12/2025	60,000,000.00	66,807,036.00
		THAILAND GOVERNMENT	2.1250% 12/17/2026	45,000,000.00	45,281,263.50
		THAILAND GOVERNMENT	4.8750% 06/22/2029	30,000,000.00	37,190,226.00
		THAILAND GOVERNMENT	3.7750% 06/25/2032	28,000,000.00	32,362,296.40
	計			243,000,000.00	265,756,479.90
					(916,859,855)
小計					265,756,479.90
3 41					(916,859,855)
ンドネシア・	国債	INDONESIA GOVERNMENT	11.0000% 09/15/2025	15,750,000,000.00	18,667,501,650.00
イ・・・・ ピア	証券	INDONESIA GOVERNMENT	6.1250% 05/15/2028	34,000,000,000.00	31,062,591,760.00
		INDONESIA GOVERNMENT	9.0000% 03/15/2029	14,000,000,000.00	15,363,110,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	8.2500% 05/15/2029	12,000,000,000.00	12,642,000,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	8.7500% 05/15/2031	30,000,000,000.00	32,140,422,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	8.3750% 03/15/2034	28,000,000,000.00	29,064,000,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	9.5000% 05/15/2041	18,333,000,000.00	20,664,328,778.00
	計	THEONEOTY GOVERNMENT	3.0000% 00/10/2041	152,083,000,000.00	159,603,954,188.00
	"'			102,000,000,000.00	(1,212,990,051)
小計					159,603,954,188.00
い自					
>>→² L	見佳	FOVET COVERNMENT DONE	40. 7500% 05/22/2022	57 500 000 00	(1,212,990,051)
ジプト・ ンド	国債証券	EGYPT GOVERNMENT BOND	18.7500% 05/23/2022	57,500,000.00	61,205,633.50
		EGYPT GOVERNMENT BOND	17.2000% 08/09/2023	27,000,000.00	28,215,810.00
	計			84,500,000.00	89,421,443.50
					(575,874,096)
小計					89,421,443.50
					(575,874,096)
アフリカ・	国債	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		10,000,000.00	9,379,571.70
ンド	証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	8.2500% 03/31/2032	42,000,000.00	38,972,419.50
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	8.8750% 02/28/2035	34,000,000.00	32,216,708.84
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA		23,200,000.00	20,951,083.64
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	8.7500% 01/31/2044	6,000,000.00	5,398,213.86
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	8.7500% 02/28/2048	8,000,000.00	7,157,600.00
	計			123,200,000.00	114,075,597.54
					(858,989,249)
小計					114,075,597.54
					(858,989,249)
合計					10,429,796,433
					(10,429,796,433)

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
  - 2.合計欄の記載は邦貨額であり、( )内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
  - 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄類	数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アルゼンチン・ペソ	国債証券	3銘柄	100.0%	1.7%
メキシコ・ペソ	国債証券	5銘柄	100.0%	10.9%
ブラジル・レアル	国債証券	5銘柄	100.0%	12.2%
チリ・ペソ	国債証券	1銘柄	100.0%	1.2%
コロンビア・ペソ	国債証券	5銘柄	100.0%	9.6%
ペルー・ヌエボ・ソル	国債証券	3銘柄	100.0%	2.5%
ウルグアイ・ペソ	国債証券	1銘柄	100.0%	0.5%
トルコ・リラ	国債証券	4銘柄	100.0%	3.9%
チェコ・コルナ	国債証券	2銘柄	100.0%	2.7%
ハンガリー・フォリント	国債証券	1銘柄	100.0%	1.0%
ポーランド・ズロチ	国債証券	4銘柄	100.0%	5.8%
ロシア・ルーブル	国債証券	5銘柄	100.0%	7.5%
ルーマニア・レイ	国債証券	1銘柄	100.0%	1.0%
マレーシア・リンギット	国債証券	4銘柄	100.0%	5.4%
タイ・バーツ	国債証券	6銘柄	100.0%	8.8%
インドネシア・ルピア	国債証券	7銘柄	100.0%	11.6%
エジプト・ポンド	国債証券	2銘柄	100.0%	5.5%
南アフリカ・ランド	国債証券	6銘柄	100.0%	8.2%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表「(2)注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

# 「パインブリッジ新成長国株式マザーファンド 」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

### (1)貸借対照表

		(0040/T40/D00/DIB+)	/0040/T0 II 00 II II + \
区分	注記	(2018年12月20日現在)	(2019年6月20日現在)
	事項	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
預金		4,239,521	7,192,019
コール・ローン		3,003,374	2,303,598
株式		219,288,727	216,348,043
投資証券		2,106,311	1,998,402
未収配当金		141,767	579,287
流動資産合計		228,779,700	228,421,349
資産合計		228,779,700	228,421,349
負債の部			
流動負債			
未払金		-	436,354
未払利息		4	3
流動負債合計		4	436,357
負債合計		4	436,357
純資産の部			
元本等			
元本		269,589,387	256,777,487
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		40,809,691	28,792,495
元本等合計		228,779,696	227,984,992
純資産合計		228,779,696	227,984,992
負債純資産合計		228,779,700	228,421,349

<sup>(</sup>注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月18日から11月17日まで、および11月18日から翌年5月 17日までであります。

# (2)注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等の最終相場 を、計算期間末日に最終相場がない場合には、直近の日の最終相 場で、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた 場合は、計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しておりま す。 時価が市場で取得できない場合は、価格情報会社または金融商品 取引業者・銀行等の提示する価額で評価します。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の 対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外 国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加 えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日 の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該 外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等 の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用しております。

# (貸借対照表に関する注記)

項目	(2018年12月20日現在)	(2019年6月20日現在)
1.期首元本額	278,493,468円	269,589,387円
期中追加設定元本額	103,929円	- 円
期中一部解約元本額	9,008,010円	12,811,900円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ・ニューグローバル ファンド < 毎月分配タイプ >	96,209,645円	88,712,505円
パインブリッジ・ニューグローバル ファンド < 1年決算タイプ >	19,327,288円	19,327,288円
パインブリッジ新成長国ダブルプラス <毎月分配タイプ >	119,837,938円	117,962,024円
パインブリッジ新成長国ダブルプラス <1年決算タイプ >	34,214,516円	30,775,670円
合計	269,589,387円	256,777,487円
2.受益権の総数	269,589,387□	256,777,487□
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は40,809,691円で あります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は28,792,495円で あります。

# (金融商品に関する注記)

# 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年 6月21日 至 2018年12月20日	自 2018年12月21日 至 2019年 6月20日
1.金融商品に対する取組 方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
	当ファンドが保有する主な金銭債権では、株式でデリアンドが保有する主な金銭債をでデリアをでいたの債権ででデリーの債務のででがいいでのはないの債務のででがでいる。当該金融では、のののででであります。というのででであります。というのででであります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	・運用業績の 一選用評価を行い、運用評価を 一選用評価を行い、運用評価を 一選のの 一部でではます。 ・法務コンプライ査の 一部であるといる。 ・法務コンプライ査の での、これではます。 ・では、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでは、 での、これでの、 での、これでの、 での、これでの、 での、これで、 でい、これで、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい、 でい、 で	同左

### 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2018年12月20日現在)	(2019年6月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時 価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はあ りません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関 する注記「有価証券の評価基準 及び評価方法」に記載しており ます。	(1)有価証券 同左
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左
I .	金融商品の時価には、市場価格に 基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(単位:円)

### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	(2018年12月20日現在)	(2019年6月20日現在)
種類	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
株式	7,466,574	6,166,326
投資証券	131,884	94,678
合計	7,598,458	6,261,004

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における監査対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

### (1口当たり情報に関する注記)

項目	(2018年12月20日現在)	(2019年6月20日現在)
1口当たり純資産額	0.8486円	0.8879円
(1万口当たり純資産額)	(8,486円)	(8,879円)

# (3)附属明細表

### 第1 有価証券明細表 (2019年6月20日現在)

### (1)株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
米国ドル	LUKOIL PJSC-SPON ADR	476	81.90	38,984.40	
	PETROLEO BRASILEIRO-SPON ADR	1,754	14.29	25,064.66	
	GERDAU SA-SPON ADR	7,100	3.84	27,264.00	
	SUZANO SA(ADR)	316	17.14	5,416.24	
	VALE SA-SP ADR	1,296	13.54	17,547.84	
	DP WORLD PLC	1,302	16.90	22,003.80	
	CTRIP.COM INTERNATIONAL-ADR	796	36.63	29,157.48	
	CIA BRASILEIRA DE DIS-SP PRF	2,300	22.68	52,164.00	
	BANCOLOMBIA SA-SPONS ADR	507	50.76	25,735.32	
	ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	1,816	9.14	16,598.24	
	ALIBABA GROUP HOLDING SP ADR	627	165.46	103,743.42	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	1,579	39.40	62,212.60	
小計		19,869		425,892.00	
				(45,906,898)	
メキシコ・ペソ	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	5,700	106.71	608,247.00	
小計		5,700		608,247.00	
				(3,448,760)	
ブラジル・レアル	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	3,346	35.38	118,381.48	
	B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	2,300	37.39	85,997.00	
小計		5,646		204,378.48	
				(5,734,860)	
ユーロ	JUMBO SA	1,387	16.23	22,511.01	ĺ
小計		1,387		22,511.01	Ì
				(2,730,360)	
英国ポンド	NMC HEALTH PLC	1,231	24.31	29,925.61	1
	PRUDENTIAL PLC	985	16.68	16,434.72	
小計		2,216		46,360.33	
				(6,332,821)	İ
チェコ・コルナ	KOMERCNI BANKA AS	386	900.00	347,400.00	1
小計		386		347,400.00	İ
				(1,643,202)	İ
ハンガリー・フォリ	ント OTP BANK PLC	825	12,000.00	9,900,000.00	1
小計		825	,	9,900,000.00	1
5				(3,711,510)	ł
ロシア・ルーブル	SBERBANK OF RUSSIA PJSC	7,981	240.40	1,918,632.40	1
小計		7,981	210.10	1,918,632.40	ł
·3·#1		7,001		(3,242,488)	ł
香港ドル	CNOOC LTD	26,000	13.02	338,520.00	1
H/6   /V	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD	3,500	47.90	167,650.00	l
	NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	17,000	9.61	163,370.00	l
	HAIER ELECTRONICS GROUP CO	4,000	21.05	84,200.00	l
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	1,900	103.20	196,080.00	l
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	3,000	59.35	178,050.00	l
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	1,000	51.50	51,500.00	l
	CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP	29,000		216,050.00	l
	ICHOW IAI LOOK JEWELLER I GROUP	I ∠♡,∪∪∪	7.40	Z 10,000.00	I

		BANK OF CHINA LTD - H	92,000	ء مدا	有1111証分報古書( 200,000,00	I
		CHINA CONSTRUCTION BANK-H	78,000	3.25	299,000.00	l
				6.54	510,120.00	l
		PING AN INSURANCE GROUP CO-H	4,500	91.00	409,500.00	l
		CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	34,000	3.78	128,520.00	l
		TENCENT HOLDINGS LTD	3,100	347.20	1,076,320.00	
		CHINA UNICOM HONG KONG LTD	22,000	8.50	187,000.00	
		CHINA GAS HOLDINGS LTD	16,400	27.95	458,380.00	
	小計		343,400		4,561,220.00	
					(62,899,223)	
タイ・バー	-ツ	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	3,400	194.00	659,600.00	
		AMATA CORP PUBLIC CO LTD-FOR	33,200	24.20	803,440.00	
	小計		36,600		1,463,040.00	
					(5,047,488)	
フィリピン	ノ・ペソ	AYALA CORPORATION	1,660	900.00	1,494,000.00	
	小計		1,660		1,494,000.00	
					(3,107,520)	
インドネシ	/ア・ルピア	UNITED TRACTORS TBK PT	13,400	27,500.00	368,500,000.00	
		ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	56,800	7,650.00	434,520,000.00	
	小計		70,200		803,020,000.00	
					(6,102,952)	
韓国ウォン	,	HANON SYSTEMS	1,287	12,000.00	15,444,000.00	
		WOORI FINANCIAL GROUP INC	3,216	14,400.00	46,310,400.00	
İ		SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	3,266	45,350.00	148,113,100.00	
		KOH YOUNG TECHNOLOGY INC	198	87,500.00	17,325,000.00	
	小計		7,967		227,192,500.00	
İ					(20,924,429)	
台湾ドル		CATHAY FINANCIAL HOLDING CO	18,000	42.55	765,900.00	
		HON HAI PRECISION INDUSTRY	10,400	77.20	802,880.00	
		SINBON ELECTRONINCS CO LTD	7,000	109.50	766,500.00	
		MEDIATEK INC	1,000	308.50	308,500.00	
	小計		36,400		2,643,780.00	
					(9,094,603)	
インド・ル	レピー	SHARDA CROPCHEM LTD	1,760	332.65	585,464.00	
		SHREE CEMENT LTD	113	20,438.55	2,309,556.15	
		BHARAT HEAVY ELECTRICALS	35,846	67.65	2,424,981.90	
		HERO MOTOCORP LTD	1,226	2,606.15	3,195,139.90	
		DABUR INDIA LTD	3,217	381.95	1,228,733.15	
		SANOFI INDIA LTD	306	5,401.60	1,652,889.60	
		HDFC BANK LIMITED	1,637	2,428.35	3,975,208.95	
		INFOSYS LTD	2,401	751.90	1,805,311.90	
İ	小計		46,506		17,177,285.55	
					(26,796,565)	
  南アフリカ	<b>」・ランド</b>	NASPERS LTD-N SHS	242	3,464.16	838,326.72	
		OLD MUTUAL LTD	20,184	21.79	439,809.36	
	小計		20,426		1,278,136.08	
	- H.		25, 125		(9,624,364)	
	 合計				216,348,043	
					(216,348,043)	
					(210,340,043)	

### (2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
メキシコ・ペソ	投資証券	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	13,800	352,452.00	
	計		13,800	352,452.00	
				(1,998,402)	
小計				352,452.00	
				(1,998,402)	
合計	-			1,998,402	
			·	(1,998,402)	

- (注)1.投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。
  - 2.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
  - 3.合計欄の記載は邦貨額であり、( )内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
  - 4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米国ドル	株式	12銘柄	100.0%	1	21.0%
メキシコ・ペソ	株式	1銘柄	63.3%	1	2.5%
	投資証券	1銘柄	-	36.7%	
ブラジル・レアル	株式	2銘柄	100.0%	1	2.6%
ユーロ	株式	1銘柄	100.0%	1	1.3%
英国ポンド	株式	2銘柄	100.0%	1	2.9%
チェコ・コルナ	株式	1銘柄	100.0%	1	0.8%
ハンガリー・フォリント	株式	1銘柄	100.0%	ı	1.7%
ロシア・ルーブル	株式	1銘柄	100.0%	1	1.5%
香港ドル	株式	16銘柄	100.0%	1	28.7%
タイ・バーツ	株式	2銘柄	100.0%	1	2.3%
フィリピン・ペソ	株式	1銘柄	100.0%	1	1.4%
インドネシア・ルピア	株式	2銘柄	100.0%	1	2.8%
韓国ウォン	株式	4銘柄	100.0%	1	9.6%
台湾ドル	株式	4銘柄	100.0%	-	4.2%
インド・ルピー	株式	8銘柄	100.0%	-	12.3%
南アフリカ・ランド	株式	2銘柄	100.0%	-	4.4%

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

# 2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

(2019年7月31日現在)

資産総額	352,124,353 円
負債総額	1,478,495 円
純資産総額( - )	350,645,858 円
発行済数量 ( 口 )	519,906,936 □
1口当たり純資産額( / )	0.6744 円
(1万口当たりの純資産額)	(6,744 円)

(注) の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。(以下同じ。)

### (ご参考)マザーファンドの現況

1.パインブリッジ新成長国債券マザーファンド

(2019年7月31日現在)

資産総額	11,219,518,110 円
負債総額	2,000,025 円
純資産総額( - )	11,217,518,085 円
発行済数量 (口)	6,855,833,793 □
1口当たり純資産額( / )	1.6362 円
(1万口当たりの純資産額)	(16,362円)

### 2.パインプリッジ新成長国株式マザーファンド

(2019年7月31日現在)

資産総額	231,800,073 円
負債総額	587,946 円
純資産総額( - )	231,212,127 円
発行済数量 (口)	254,604,990 🏻
1口当たり純資産額( / )	0.9081 円
(1万口当たりの純資産額)	(9,081円)

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合 または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その 他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

- 1.名義書換
  - 該当事項はありません。
- 2.受益者に対する特典 該当事項はありません。
- 譲渡制限
   該当事項はありません。
- 4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載ま たは記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載また は記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合に は、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みま す。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が 行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等 に再分割できるものとします。

#### 7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原 則として取得申込者とします。)に支払います。

#### 8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による ほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

# 第二部【委託会社等の情報】

# 第1【委託会社等の概況】

### 1【委託会社等の概況】

(2019年7月末日現在)

・資本金の額 1,000,000,000円・会社が発行する株式の総数 50,000株・発行済株式総数 42,000株

・資本金の額の増減(最近5年間)

2018年 3月 5日 500,000,000円増加。

・会社の機構

### (1)経営の意思決定

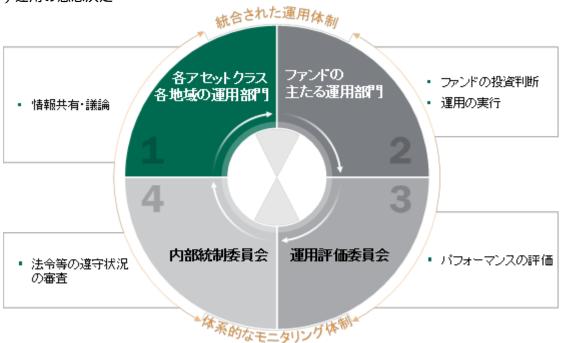
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及び その他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要 事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別 段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行 います。

# (2)運用の意思決定



運用判断を行うにあたり、下記の図のとおり、各運用チームごと、運用チーム間、各地域内、および各地域間、テーマごと等の各種定例会議において様々な情報共有、意見交換、議論を行います。 これらの情報・議論に基づき、運用部門の担当者は各ファンドの運用基本方針、各運用戦略の投資プロセスに則り、最終的な投資判断を行います。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# 各アセットクラスごと、アセットクラス間、各地域の定例会議 債券 株式 金利・マクロ 為替 テーマ・セクター オルタナティブ

# 月次運用会議

各アセットクラスの主要メンバーにより組織

- アセットクラス間、運用メンバー間での情報共有、議論
- 経済環境、市場環境、投資リスク、各アセットクラスの投資戦略、タイムリーな運用 テーマに関する情報共有、議論

#### 統合された運用体制

各運用チーム内および各地域、各アセットクラス間での意見・情報を 踏まえ、各戦略の運用担当者が具体的な投資判断を行う

前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、2019年7月末日現在、次の通りです。 (ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	30	72,399 百万円
追加型株式投資信託	62	262,333 百万円
合計	92	334,732 百万円

# 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。
- 2. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 3.当社は、第34期事業年度(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。 なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人になりました。

# 1.財務諸表

# (1)【貸借対照表】

(単位:千円)

		(平成29年12月31日現在)		(平成30年12月31日現在)
 資産の部		( , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
流動資産				
現金・預金	*2	887,338		1,425,655
前払金		· -		4,981
前払費用		32,849		21,225
未収入金		234,786		135,017
未収委託者報酬		670,737		457,570
未収運用受託報酬		253,439		329,213
繰延税金資産		-		85,444
未収還付法人税等		-		67,765
未収還付消費税等		-		30,254
立替金		8,963		14,880
流動資産合計		2,088,114		2,572,009
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	*1	36,172	*1	30,647
工具器具備品	*1	5,615	*1	7,041
有形固定資産合計		41,787		37,688
無形固定資産				· ·
ソフトウェア		1,758		1,360
電話加入権		3,875		3,875
無形固定資産合計		5,634		5,235
投資その他の資産		,		,
投資有価証券		87,915		2,770
関係会社株式		164,013		164,013
敷金保証金		98,648		109,117
預託金		74		74
投資その他の資産合計		350,651		275,976
固定資産合計		398,073		318,900
資産合計		2,486,188		2,890,910
		,,		, = = 0, 0 + 0

(単位:千円)

	第33期 (平成29年12月31日現在)	第34期 (平成30年12月31日現在)
 負債の部	(1.001)	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
流動負債		
預り金	16,501	23,342
未払金		
未払収益分配金	1,692	240
未払償還金	3,500	-
未払手数料	318,692	172,561
その他未払金	186,770	227,732
未払費用	759,507	605,315
未払役員賞与	97,925	72,006
前受収益	893	-
未払法人税等	3,765	25,132
未払消費税等	451	16,468
賞与引当金	54,116	49,399
役員賞与引当金	20,525	9,092
流動負債合計	1,464,341	1,201,290
固定負債		
退職給付引当金	74,772	79,579
役員退職慰労引当金	2,618	3,398
固定負債合計	77,390	82,977
	1,541,732	1,284,268
純資産の部		
株主資本		
資本金	500,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	31,736	58,876
 資本剰余金合計	31,736	58,876
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	66,188	53,013
—— 利益剰余金合計 ——	428,924	548,126
株主資本合計	960,660	1,607,002
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,204	360
 評価・換算差額等合計	16,204	360
·····································	944,456	1,606,642
● 「一直」	2,486,188	2,890,910
只说 就具连口叫	2,400,100	2,090,910

# (2)【損益計算書】

/ LIXIMRI 97 EL 2		(単位:千円)
	第33期	第34期
	(自平成29年 1月 1日	(自平成30年 1月 1日
	至平成29年12月31日) ————	至平成30年12月31日)
営業収益		
<b>委託者報酬</b>	5,064,645	3,280,295
運用受託報酬	947,328	1,250,895
その他営業収益	219,447	292,479
営業収益合計	6,231,421	4,823,670
<b>日来</b> 机血口们		1,020,010
営業費用		
支払手数料	2,297,846	1,429,483
広告宣伝費	19,985	17,638
調査費		
調査費	728,225	572,127
委託調査費	1,312,909	944,075
営業雑経費		
通信費	13,476	11,849
印刷費	131,408	93,396
協会費	6,910	5,657
図書費	2,416	2,079
その他	<u> </u>	8,858
営業費用合計	4,513,178	3,085,165
6几年 建		
一般管理費		
給料	44 440	30, 600
役員報酬	41,442	38,600
給料・手当	706,267	713,849
賞与 	163,198	177,256
役員賞与	82,628	63,396
賞与引当金繰入	54,116	49,399
役員賞与引当金繰入	20,525 1,770	9,092
交際費 客付金	681	1,916
寄付金		640 20,906
旅費交通費	23,187	
租税公課	17,917	30,629
不動産賃借料	166,229	173,890
退職給付費用	38,267	41,517
役員退職慰労引当金繰入	796	780
固定資産減価償却費	7,405	6,820
業務委託費	323,460	280,550
諸経費	82,907	64,100
一般管理費合計	1,730,802	1,673,348
営業利益又は営業損失( )	12,559	65,156
営業外収益		
受取利息	168	38
受取配当金	32	16
1/10	02	10

# 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

			有価証券報告書(内国投資
為替差益	1,857		-
時効成立分配金・償還金	-		4,952
雑収入	127		632
営業外収益合計	2,186		5,639
営業外費用			
為替差損	-		4,862
貸倒損失	-		555
雑損失	4,154		594
営業外費用合計	4,154		6,013
経常利益又は経常損失()	14,526		64,782
特別利益			
固定資産売却益		*1	36
特別利益合計 ————————————————————————————————————	-		36
特別損失			
固定資産除却損	-	*2	111
退職特別加算金	8,904		-
投資有価証券償還損	-		18,163
移転価格調整金	-	*3	67,765
特別損失合計	8,904		86,040
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	23,431		21,220
法人税、住民税及び事業税	3,780		12,787
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還			
付税額	-	*3	67,765
法人税等調整額	-		85,444
法人税等合計 ————————————————————————————————————	3,780		140,422
当期純利益又は当期純損失( )	27,211		119,202

# (3)【株主資本等変動計算書】

第33期(自 平成29年1月1日至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

					<del></del> 株 主	 資	<del></del>			評価・換	算差額等	
		資本	剰	余 金		利益	剰 余 釒	Ž				
	資本金	資本準	その	資本剰	刊光淮	その他和	削益剰余金	利益剰	株主資	その他有 価証券評	評価・換 算差額等	純資産 合計
	具个业	備金	他資 本剰 余金	余金合計	利益準 備金	任意積立金	繰越利益 剰余金	余金合計	本合計	価差額金	合計	
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	38,977	456,135	987,872	19,379	19,379	968,492
当期変動額												
当期純利益又は 当期純損失( )	-	-	-	-	-	-	27,211	27,211	27,211	-	-	27,211
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額(純額)	-	-	1	1	1	1	-	-	-	3,174	3,174	3,174
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	27,211	27,211	27,211	3,174	3,174	24,037
当期末残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	66,188	428,924	960,660	16,204	16,204	944,456

第34期(自 平成30年1月1日至 平成30年12月31日)

(単位:千円)

				株	主	資 2	<b>*</b>			評価・換	算差額等	
		資本	剰 その	余金		1	剰 余 金		株主資	その他有	評価・換	純資産
	資本金	資本準 備金	他資 本剰 余金	資本剰 余金合計	利益準 備金	任意積立金	繰越利益 剰余金	利益剰 余金合 計	本合計	価証券評 価差額金	算差額等 合計	合計
当期首残高	500,000	31,736	-	31,736	265,112	230,000	66,188	428,924	960,660	16,204	16,204	944,456
当期変動額												
新株の発行	500,000	27,140	•	27,140	-	-	,	-	527,140	1	1	527,140
当期純利益又は 当期純損失( )	-	-	-	-	-	-	119,202	119,202	119,202			119,202
株主資本以外の 項目の当期間中の 変動額(純額)	-	-	-	1	-	-	-	-		15,844	15,844	15,844
当期変動額合計	500,000	27,140	-	27,140	-	-	119,202	119,202	646,342	15,844	15,844	662,186
当期末残高	1,000,000	58,876	-	58,876	265,112	230,000	53,013	548,126	1,607,002	360	360	1,606,642

#### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券(時価のあるもの)

期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。主な耐用年 数は、建物附属設備5~15年、工具器具備品は5~15年であります。ただ し平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採 用しております。

(2)無形固定資産

ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における 利用可能期間(5年)で償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業 年度負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事 業年度負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在 の退職給付要支給額を計上しております。

退職給付引当金の算定にあたり、期末自己都合退職金要支給額を退職給 付引当金とする簡便法を採用しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末現在 の役員退職慰労金要支給額を計上しております。

4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への

外貨建資産及び負債は、主として当事業年度末現在の直物為替相場によ る円換算額を付しております。

5. その他財務諸表作成のための基本と 消費税等の会計処理 なる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理方法は,税抜方式によっております。

# 注記事項

# (貸借対照表関係)

第33期 平成29年12月31日現在	第34期 平成30年12月31日現在		
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額		
建物附属設備 105,281 千円	建物附属設備	110,806 千円	
工具器具備品 113,906 千円	工具器具備品	108,607 千円	
*2 信託資産			
現金・預金のうち、10,155千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。			

# (損益計算書関係)

第33期	第34期
自 平成29年 1月 1日	自 平成30年 1月 1日
至 平成29年12月31日	至 平成30年12月31日
-	*1 固定資産売却益は、工具器具備品36千円であります。 *2 固定資産除却損は、工具器具備品111千円であります。 *3 会社がアメリカン・インターナショナル・グループ(AIG)の傘下にあった平成18年3月期に納付済みの税金につき、税務当局より法人税等の還付を受けることが確定しました。この還付金は、会社が同グループから独立する際の合意により、AIGに帰属する取り決めであったことから、AIGに返還する費用として特別損失に計上しています。

# (株主資本等変動計算書関係)

第33期(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)

# 1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

# 2.配当に関する事項

該当事項はありません。

第34期(自平成30年1月1日至平成30年12月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	1,000 株	-	42,000 株
合 計	41,000 株	1,000 株	-	42,000 株

#### (変動事由の概要)

平成30年2月22日付けの取締役会決議による普通株式数の増加 1,000株

#### 2.配当に関する事項

該当事項はありません。

#### (リース取引関係)

第33期	第34期
自 平成29年 1月 1日	自 平成30年 1月 1日
至 平成29年12月31日	至 平成30年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに
に係る未経過リース料	係る未経過リース料
該当事項はありません。	該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

第33期(自 平成29年1月1日至 平成29年12月31日)

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針で すが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク(支払期日に支払を実行出来なくなるリスク)の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	887,338	887,338	-
2)未収委託者報酬	670,737	670,737	-
3)未収運用受託報酬	253,439	253,439	-
4)投資有価証券	87,915	87,915	-
資産計	1,899,430	1,899,430	-
1)未払費用	759,507	759,507	-
2)未払手数料	318,692	318,692	-
負債計	1,078,200	1,078,200	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

- 1)現金・預金、2)未収委託者報酬、3)未収運用受託報酬 短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- 4)投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

#### 負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (注2) 子会社株式(貸借対照表計上額164,013千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる ため、上表には含めておりません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	887,338	-	-	-
2)未収委託者報酬	670,737	-	-	-
3)未収運用受託報酬	253,439	-	-	-
合計	1,811,515	-	ı	-

第34期(自平成30年1月1日至平成30年12月31日)

- 1.金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。

又、当社業務に関する所要資金は自己資金で賄っており、銀行借り入れ、社債発行等による資金調達は行わない方針ですが、子会社への増資がある場合には、所要資金を当社親会社からの借入金により充当することがあります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、 回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク (支払期日に支払を実行出来なくなるリスク)の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
1)現金・預金	1,425,655	1,425,655	-
2)未収委託者報酬	457,570	457,570	-
3)未収運用受託報酬	329,213	329,213	-
4)投資有価証券	2,770	2,770	-
資産計	2,215,209	2,215,209	-
1)未払費用	605,315	605,315	-
2)未払手数料	172,561	172,561	-
負債計	777,877	777,877	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

- 1)現金・預金、2)未収委託者報酬、3)未収運用受託報酬 短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- 4)投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

#### 負債

1) 未払費用、2) 未払手数料

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 子会社株式(貸借対照表計上額164,013千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる ため、上表には含めておりません。

# (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

該当事項はありません。

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1)現金・預金	1,425,655	-	-	-
2)未収委託者報酬	457,570	-	-	-
3)未収運用受託報酬	329,213	-	-	-
合計	2,212,439	-	-	-

平成:	第33期 29年12月31	日現在			第34期 平成30年12月31日現在			
.子会社株式				+			70 II	
(単位:千円)							(単位	: 千円)
区分	貸佣	 昔対照表計_	上額		区分	貸借	対照表計上	額
子会社株式			164,013		子会社株式			164,013
て、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。 2.その他有価証券で時価のあるもの					ア ほ価を知場するこ	レが加めて	大手 アニツ のし	
のであります。			かられるモ		て、時価を把握するこのであります。 のであります。 2.その他有価証券で時何			21195
のであります。		. <b>o</b>	かられるも 位:千円)		のであります。		)	: 千円)
のであります。		. <b>o</b>		2	のであります。		)	
のであります。 .その他有価証券で時	価のあるも	。の (単	位:千円)	2	のであります。	重のあるもの	(単位	: 千円)

該当事項はありません。

#### (退職給付関係)

# 第33期(平成29年12月31日現在)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を 支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算してお ります。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

千円

期首における退職給付引当金

79,386

退職給付費用

10,068

退職給付の支払額

14,683

期末における退職給付引当金

74,772

(2)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

10,068千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、29,199千円でありました。

#### 第34期(平成30年12月31日現在)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度および非積立型の退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

千円

期首における退職給付引当金

74,772

退職給付費用

11,098 6,291

期末における退職給付引当金

79,579

(2)退職給付費用

退職給付の支払額

簡便法で計算した退職給付費用

11,098千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、30,419千円でありました。

# (税効果会計関係)

(			
第33期 平成29年12月31日現在	=	第34期 平成30年12月31日現	<del></del>
1.繰延税金資産発生の主な原因別		+ 1 . 繰延税金資産発生の主な原因別	
	(単位:千円)	・ハースたアル並虫圧元工の工は原口ロ   	(単位:千円)
   繰延税金資産	(	   繰延税金資産	(T# · 113)
未払金否認	21,403	未払金否認	26,659
未払賞与・賞与引当金否認	78,673	未払賞与・賞与引当金否認	81,911
退職給付引当金否認	42,090	退職給付引当金否認	24,370
役員退職慰労引当金否認	801	役員退職慰労引当金否認	1,040
前受収益	273	資産除去債務	20,951
資産除去債務	19,570	繰越欠損金	507,312
繰越欠損金	521,880	その他	12,257
その他	35,676		
<u> </u>		_	
繰延税金資産小計	720,370	繰延税金資産小計	674,503
評価性引当額	720,370	評価性引当額	589,059
繰延税金資産合計	<u>-</u>	繰延税金資産合計	85,444
担率との間に重要な差異があるとき 因となった主要な項目別の内訳	の、当該差異の原	担率との間に重要な差異があるとき 因となった主要な項目別の内訳	きの、当該差異の原   
法定実効税率 (調整)	30.9%	法定実効税率 (調整)	30.9%
交際費等永久に損金に算入され ない項目	1.2%	交際費等永久に損金に算入され ない項目	1.5%
役員賞与等永久に損金に算入さ れない項目	80.7%	役員賞与等永久に損金に算入さ れない項目	105.4%
住民税均等割	16.1%	寄付金等永久に損金に算入され ない項目	99.9%
評価性引当額	47.1%	法人税等還付金	319.3%
税率変更による期末繰延税金資 産の減額修正	0.3%	住民税均等割	17.8%
その他	4.2%	評価性引当額	618.8%
		税率変更による期末繰延税金資 産の減額修正	23.6%
		前期確定申告差異	57.4%
		その他	1.6%
	16.1%	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	661.7%
_			

#### (セグメント情報等)

第33期	第34期
自 平成29年 1月 1日	自 平成30年 1月 1日
至 平成29年12月31日	至 平成30年12月31日

#### 1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであ るため、記載しておりません。

#### 2.関連情報

#### (1)製品及びサービス毎の情報

(単位:千円)

	委託者	運用受託	その他営	
	報酬	報酬	業収益	
外部顧客へ の営業収益	5,064,645	947,328	219,447	

#### (2)地域毎の情報

営業収益

(単位:千円)

日本	その他		合計
5,674,747		556,673	6,231,421

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地 域に分類しております。

#### 有形固定資産

全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省 略しております。

# (3)主要な顧客毎の情報

おります。

#### 1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるた め、記載しておりません。

#### 2. 関連情報

#### (1)製品及びサービス毎の情報

(単位:千円)

	委託者 報酬		その他営 業収益	
外部顧客への常業収益	2 200 205	1 250 905	202 470	
の営業収益	3,280,295	1,250,895	292,479	

#### (2)地域毎の情報

営業収益

(単位:千円)

日本 米国		欧州	中国	合計	
4,146,114	355,400	314,289	7,865	4,823,670	

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に 分類しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有 形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。

# (3)主要な顧客毎の情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略して|10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しており ます。

#### (関連当事者情報)

第33期(自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)

#### 1.関連当事者との取引

# (1)親会社及び法人主要株主等

• • •	7,3821270127127123										
		事業の		議決権等の	関係	内容	取引の				
属性	会社等の名称	住所	資本金	サ来の内容	所有(被所	役員の	事業上	内容	取引金額	科目	期末残高
			Ī	有)割合	兼任等	の関係	П				
			千ユーロ						千円		千円
親会社	パインブリッ	オランダ、	18	持株	被所有直接100%				-		-
	ジ・インベス	アムステ		会社		_	_	_		_	
	トメンツ・ホ	ルダム									
	ールディング										
	ス B.V.										

# (2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

	明权延出去社	住所	住所 資本金	事業の 内容	議決権等の	等の 関係内容					
属性	会社等の名称				所有(被所	役員の	事業上	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
				N <del>A</del>	有)割合	兼任等	の関係				
			千USドル						千円		千円
同一の親	パインブリッ	アメリカ、	258,140	持株			経営管理	<b>役務提供</b>	466,582	未収入金	38,274
会社を持	ジ・インベス	ニューヨ		会社		あり		に対する			
つ会社	トメンツ・ホ	ーク州			-	(ינש	サービス	対価受取			
	ールディング						契約	*2			
	ス US LLC										
			千USドル						千円		千円
同一の親	パインブリッ	アメリカ、	2	投資運			一任契約	役務提供	320,443	未収運用	66,004
会社を持	ジ・インベス	ニューヨ		用会社				に対する		受託報酬	
つ会社	トメンツ LLC	ーク州					サービス	対価受取			
							契約	*2			
									千円		千円
					-	あり		役務提供	149,246	未収入金	76,716
								に対する			
								対価受取			
								*2			
									千円		千円
								委託調査	579,488	未払費用	268,707
								費の支払			
								*3			
			千スターリ						千円		千円
			ングポンド								
同一の親	パインブリッ	イギリス、	200	投資運			一任契約	委託調査	139,494	未払費用	119,526
	ジ・インベス	ロンドン		用会社	-	-	  +	費の支払 *3			
つ会社	トメンツ・ヨ						サービス 契約	^3			
	  こテッド						X #1				
			千USドル						千円		千円
同一の親	パインブリッ	アイルラ		投資運			  一任契約	<b>役務提供</b>		未収運用	25,475
	ジ・インベス	ンド、ダ	309	担 用 会社				位務提供   に対する	112,142	不以理用 受託報酬	20,4/5
ス社を持つ会社	トメンツ・ア	ブリン		/ 古云江	-	-	サービス	対価受取		×πυ+ΙΧΗ/II	
	イルランド・						契約	*2			
	リミテッド										
	!	!	<u> </u>				L	<u> </u>	<u> </u>		

# (取引条件及び取引条件の決定方針等)

\*1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

EDINET提出書類

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

\*2 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦

- \*2 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート貨用、法務貨用等の相手先への配施額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- \*3 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

#### 2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

#### (1)親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド(金融商品取引所に上場しておりません) パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド(金融商品取引所に上場しておりません)

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl(金融商品取引所に上場しておりません)パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.(金融商品取引所に上場しておりません)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

第34期(自平成30年1月1日 至平成30年12月31日)

# 1.関連当事者との取引

#### (1)親会社及び法人主要株主等

				声类の	議決権等の	関係内容		・取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
属性 会社等の名称		住所	資本金	事業の 内容	所有(被所 有)割合	役員の 兼任等	事業上 の関係				
			千ユーロ						千円		千円
親会社	パインブリッ ジ・インベス トメンツ・ホ ールディング ス B.V.	オランダ、 アムステ ルダム	18	持株 会社	被所有直接 100%	-	-	-	-	-	-

#### (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

,	者表提出会社と同一の親会社を持つ会社 		議決権等の	関係内容		777.1					
属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の 内容	所有(被所 有)割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	・取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親 会社を持 つ会社	パインブリッ ジ・インベス トメンツ・ホ ールディング ス US LLC	アメリカ、 ニューヨ ーク州	千USドル 209,089	持株会社	-	あり		役務提供 に対する 対価支払 *2	千円 386,161	未払費用	千円 78,482
	パインブリッ ジ・インベス トメンツ LLC	アメリカ、 ニューヨ ーク州	千USドル 2	投資運用会社				役務提供 に対する 対価受取 *3	千円 464,788	未収入金	千円 108,724
					-	あり		役務提供 に対する 対価受取 *3	千円 17,627	未収運用受託報酬	千円 8,510
								委託調査 費の支払 *4	千円 436,674	未払費用	千円 102,368
			千スターリ ングポンド						千円		千円
	パインブリッ ジ・インベス トメンツ・ヨ ーロッパ・リ ミテッド	イギリス、 ロンドン	200	投資運用会社	-	-	ー任契約 サービス 契約	委託調査 費の支払 *4	149,137	未払費用	45,085
		アイルラ ンド、ダ ブリン	千USドル 369	投資運用会社	-	-		役務提供 に対する 対価受取 *3	千円 311,531	未収運用受託報酬	千円 102,776

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

			<del>「</del> USドル						千円		千円
同一の親	パインブリッ	ホンコン	28,651	投資運			経営管理	役務提供	57,546	未払費用	19,928
会社を持	ジ・インベス			用会社				に対する			
つ会社	トメンツ・ア						サービス	対価支払			
	ジア・リミテ				-	あり	契約	*2			
	ッド								千円		千円
								委託調査	52,221	未払費用	18,188
								費の支払			
								*4			

#### (取引条件及び取引条件の決定方針等)

- \*1 上記の表における消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- \*2 役務提供に対する対価支払は、サービス契約に基づくテクノロジーサービス費用、オペレーショナル・サポート費用等の当社負担額であります。尚、負担額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- \*3 役務提供に対する対価受取は、サービス契約に基づくオペレーショナル・サポート費用、法務費用等の相手先への配賦額であります。 尚、配賦額については、当社と当社の親会社及び兄弟会社等のグループ会社との間で合意した合理的な計算根拠に基づいて決定しております。
- \*4 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

#### 2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

#### (1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド(金融商品取引所に上場しておりません) パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド(金融商品取引所に上場しておりません)

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス・リミテッドSarl(金融商品取引所に上場しておりません)パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.(金融商品取引所に上場しておりません)

# (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

# (1株当たり情報)

第33期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日		第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日				
1株当たり純資産額	23,035円51銭	1株当たり純資産額	38,253円38銭			
1株当たり当期純損失金額	663円69銭	1株当たり当期純利益金額	2,849円88銭			
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純 は、新株予約権付社債の発行がないため せん。		なお、潜在株式調整後1株当たり当は、新株予約権付社債の発行がないせん。				

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第33期 自 平成29年 1月 1 至 平成29年12月31		第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日			
当期純損失	27,211 千円	当期純利益	119,202 千円		
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-		
普通株主に係る当期純損失	27,211 千円	普通株主に係る当期純利益	119,202 千円		
普通株式の期中平均株式数	41,000 株	普通株式の期中平均株式数	41,827 株		

# (重要な後発事象)

第33期 自 平成29年 1/ 至 平成29年12/		第34期 自 平成30年 1月 1日 至 平成30年12月31日
(株主割当増資に関する事項) 当社は平成30年2月22日付けの取 100%親会社であるパインブリッシ ホールディングス B.V.に、株主割 日付けで実施致しました。	ブ・インベストメンツ・	該当事項はありません。
1)増資の目的 当社の財務基盤強化を目的とし	ております。	
2) 増資の内容	<u> →</u>	
発行株式の種類	普通株式	
】 発行株式数 	1,000株	
発行価額 1株に付き	527千円	
発行価額の総額	527,140千円	
資本組入額の総額	500,000千円	
増資後の資本金	1,000,000千円	

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1)「受託会社」

名称及び資本金の額(2019年3月末日現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務 を営んでいます。

# 2)「販売会社」

名称及び資本金の額(2019年3月末日現在)

a.株式会社足利銀行	135,000百万円
b.株式会社広島銀行	54,573百万円
c.マネックス証券株式会社	12,200百万円
d.リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円
e.フィデリティ証券株式会社	9,257百万円
f.株式会社大垣共立銀行	46,773百万円
g.株式会社きらやか銀行	22,700百万円
h.楽天証券株式会社	7,495百万円
i.株式会社SBI証券	48,323百万円
j . 立花証券株式会社	6,695百万円
車業の内容	

#### 事業の内容

- a.、b.、f.、g.銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
- c.~e.、h.~j.金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
- 3)「マザーファンドの投資顧問会社」

<パインブリッジ新成長国債券マザーファンド >

名称及び資本金の額

パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド

資本金 200千英国ポンド (2019年3月末日現在)

事業の内容

主として英国において、投資顧問業を営んでいます。

<パインブリッジ新成長国株式マザーファンド >

名称及び資本の額

パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー

資本金 50,000千米国ドル (2019年3月末日現在)

事業の内容

主として米国において、投資顧問業を営んでいます。

#### 2【関係業務の概要】

1)「受託会社」

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保 管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

2)「販売会社」

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部 解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3)「マザーファンドの投資顧問会社」

EDINET提出書類

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ファンドの投資対象であるパインブリッジ新成長国債券マザーファンド およびパインブリッジ新成長国株式マザーファンド の投資顧問会社として、委託会社より当該マザーファンドの外貨建て資産の運用指図に関する権限の委託を受け、運用に関する投資判断、発注等を行います。

### 3【資本関係】

1)「受託会社」

該当事項はありません。

2)「販売会社」

該当事項はありません。

3)「マザーファンドの投資顧問会社」

該当事項はありません。

# 参考情報 再信託受託会社の概要

名称: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金: 10,000百万円(2019年3月末日現在)

資本構成 : 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、

明治安田生命保険相互会社10%、農中信託銀行株式会社10%

業務の内容: 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法

律に基づき信託業務を営んでいます。

EDINET提出書類 パインプリッジ・インベストメンツ株式会社(E12437) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

# 第3【参考情報】

2018年12月28日 臨時報告書 提出

2019年 3月19日 有価証券届出書、有価証券報告書 提出

2019年 3月29日 臨時報告書 提出

# 独立監査人の監査報告書

平成31年3月19日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

# EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2019年8月7日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社 取締役 会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理 状況」に掲げられているパインブリッジ新成長国ダブルプラス<毎月分配タイプ>の2018年12月21日から2019年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並 びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ新成長国ダブルプラス < 毎月分配タイプ > の2019年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。